

1. 件名：「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング(大飯発電所第3, 4号機 設計及び工事計画(火災防護基準の改正に伴う基本設計方針等の変更))【38】」

2. 日時：令和4年4月28日(木) 13時15分～15時00分、  
17時00分～21時00分

3. 場所：原子力規制庁 9階A会議室(一部TV会議システムを利用)

4. 出席者(※・・TV会議システムによる出席)

原子力規制庁：

(新基準適合性審査チーム)

関企画調査官、鈴木主任安全審査官、西内安全審査官、畠山審査官、  
岩野審査チーム員

関西電力株式会社：

原子力事業本部 保修管理グループ チーフマネジャー※ 他4名※

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. その他

提出資料：

- ・資料-1 大飯発電所第3, 4号機 火災感知器増設に係る設計及び工事計画  
認可申請 コメント回答について
- ・資料-2 大飯発電所第3, 4号機 火災感知器増設に係る設計及び工事計画  
認可申請 補足説明資料(抜粋)
- ・資料-3 4月26日に提出された「資料-1 大飯発電所第3, 4号機 火  
災感知器増設に係る設計及び工事計画認可申請 コメント回答について」

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:02	原子炉規制庁の岩野です。
0:00:04	それでは大井発電所、第 34 号機火災感知器増設に係る設計及び工事計画認可申請についてのヒアリングを始めたいと思います。
0:00:14	それでは、
0:00:18	まずですね、
0:00:21	昨日 4 月 27 日に提出された資料の、
0:00:26	当資料資料の別紙、別添、別紙等、
0:00:37	別府ですかねこれすいません、通しページで言うところの 7、9 ページのところの、
0:00:46	当スペースで言うところの 9 ページの、
0:00:49	火災感知器設計の整理表ですね、こちらについて、確認をしたいと思います。
0:00:57	それでは、すいませんまず関西電力の方から、
0:01:04	オペフローの
0:01:07	煙感知器の保安水準が確保できる理屈のところ、
0:01:12	今回、
0:01:14	一番下のポツのところの 10 台、そうですね。
0:01:19	そうですね。すいませんこの理屈のところについて確認をしたいんですけども。
0:01:24	すいません。まずちよつと 1、
0:01:28	1 点、まず B のところで確認なんですけど、
0:01:33	下から三つ目のポツの原子炉の安全停止に必要な機器等は、系統分離対策が実施されていること。
0:01:42	これはおそらく DB の説明をされていると思うんですけど、
0:01:47	この
0:01:49	すみませんまずそこ、と思うんですけども、この DB のこの系統分離対策っていうところで、新基準のときに、
0:01:59	どういう対策がなされていたのか、っていうところをちよつと認識を合わせたいと思って今
0:02:07	と、
0:02:10	すいません、関西電力におかれてはですね、
0:02:17	新基準のときの DB の系統分離対策って呼ばれてるのはどういうものをしていたのかっていうところをちよつと説明していただいてもよろしいでしょうか。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:56	お話、お待たせいたしました関西電力原子力事業本部からウシジマでございます。衛藤格納容器の中での系統分離の対策でございます。
0:03:06	江藤さんか、再稼働の審査の際にはですね、格納容器内の系統分離対策につきましては、他の建屋での系統分離対策と異なる対策でもって対応してございます。
0:03:21	具体的には、中性子束の検出器のですね、信号ですとか、その後、系統分離の対象となりました、研ぐ。
0:03:31	ケーブルににつきまして、その配線ルートを確認しまして、離隔距離がですね6メートル以上離れていることの確認。
0:03:41	その間仮にですね、ケーブルが延焼すると、いうことを考えた場合にも時間的に対応がとれることの確認、そして所それに対する
0:03:53	系統分離対策としてはですね、1時間プラス自動消火というのが立山江田という対応名になるんですけども、格納容器の中ですね、6メートル以上離れていることの確認に合わせて、
0:04:05	自動消火に代わるものとしてですね、格納容器内では、感知して以降の消火対応として、消火器、消火栓による対応もしくは、煙によってCV内に突入できない場合はですね、
0:04:21	プラントを停止して、種々スプレイによる消火を行うということですね、ここの系統分離の対策の中の中でも、期待する確保としてでございます。私からは以上です。
0:04:39	はい。規制庁の岩野です。すいません少々お待ちください。
0:11:14	はい、すいません規制庁の今田です。お待たせしました。
0:11:18	今、先ほど関西電力からの説明では、すいません系統分離対策としては、ケーブルの離隔なりを、をやりましたということで承知をします。
0:11:31	その上で、ちょっと許可のときの、
0:11:34	審査の時の話なんですけども、
0:11:41	許可の時のCV内の影響軽減対策としては、
0:11:52	そういったさ、さっきちょっと説明していただいたような系統分離対策と、
0:11:58	あとですね、ちょっと我々、
0:12:03	そうですね。許可の許可の時にはその
0:12:07	そういったような系統分離の系統分離対策っていうんですかね、の対策と、あと原子炉格納容器内で、
0:12:14	火災の影響によりすべての動的機器が停止して、ちょっと読み上げますけどなおかつ増井分以内の弁の遠隔操作ができないことできなくなることを仮定しても、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:12:27	まだCV外に設置されている補助給水系統とか主蒸気系統設備とか、そういったものがあることによって、原子炉の高温停止を維持したりだとか、
0:12:39	あと余熱除去系統とかを起動することによって、原子炉の低温停止を達成することができるってということが許可の中で説明されて、
0:12:50	そういうことからすると、保安水準のところを+保安水準を達成するために、保安水準であるところの、
0:13:01	DB施設の安全性に、安全性が損なわれ、火災により損なわれない。
0:13:09	あすいませんちょっと待って。
0:13:35	すいません規制庁のようなやつをまた示した、そういったような許可の審査でそういったことを確認していることからすると、原子炉の
0:13:47	系統分離対策っていうだけではなくて、
0:13:50	さっき言ったような
0:13:52	すべての動的機器が停止しても大丈夫ですよっていうことを踏まえても、
0:13:58	ていうことも、
0:14:00	プラスして、保安水準が達成できるとする理屈にすべきなのではないかと思っているんですけど、すいませんちょっと長くなってしまったんですけど。
0:14:11	ちょっと関西電力の方をちょっとホリ、ご理解いただけてるかどうかというところと、あとちょっともし、ちょっとこちらの説明がつかなくて、わからないところがあればちょっとその辺、
0:14:23	発言をしていただければと思います。
0:14:31	関西電力熊倉です。大変恐縮なんですけど先ほど岩野様の方から読み上げていただいた許可の資料があると思うんですけど、その該当するところを、
0:14:43	教えていただけないでしょうか。
0:14:47	すいません規制庁のようなんですけどちょっと大変恐縮なんですけど、ちょっとあれ、今私はですね審査書、申請書ではなくて審査書の方で見てまして、
0:14:57	申請書、すいません申請書のちょっと該当箇所はちょっとすぐには言えないんですけど、審査書で言うと、
0:15:07	96 ページから 97 ページ辺りの、原子炉格納容器内における火災の影響軽減対策っていうこの項目を見ています。
0:15:20	関西電力熊倉です。審査書ということで、承知いたしました。
0:15:32	安齋委員の熊倉です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:15:36	当新規性基準のときの、あーっと、弊社のほうのまとめ資料なんですけれども、6-30 ページ。
0:15:48	のあたりに、同じような、
0:15:53	内容を、
0:15:55	記載して、お示している部分が、
0:15:59	あると思いますので、その趣旨というものを、
0:16:03	このミックスのところで記載している系統分離対策に、
0:16:09	付加するような形で記載の方、検討したいと考えます。
0:16:22	はい、すいません規制庁の岩間です。ちょっと確認所則お待ちください。確認をいたします。
0:18:13	すいません規制庁のようなですね先ほどちょっと許可の透明資料のページ数が何かをちょっとお伝えいただいたと思うんですけどもう一度
0:18:23	何て言う資料の何ページかというところをちょっと教えていただいてもよろしいでしょうか。
0:18:33	関西電力熊倉です。
0:18:36	えっとですねD八条のまとめ資料なんですけれども、29 から、
0:18:42	下のページ番号で6-29 から高温停止の維持、低温停止への移行。
0:18:50	というのが(2)というところで記載させていただいております。この記載の内容というのが先ほど岩尾様のほうからおっしゃっていただいたし、審査書に記載いただいている、96 から97 ページの記載の内容と、
0:19:05	同じ内容のことを記載しているのかなと、そのように、そのように考えてございます。
0:19:15	はい、規制庁のようなです。承知しました。ちょっと確認をしますので少々お待ちください。
0:24:08	すいません規制庁の米津お待たせしました。
0:24:10	今関西電力から先ほど提案いただいた点については、こちらもそうですね。
0:24:20	共通の認識を持っています。その上でさっき
0:24:25	まとめ資料の、このページっていうところを、
0:24:30	お知らせいただいたんですけども、許可のテンパチの方の、
0:24:36	にも同じような記載がありますのでその許可のテンパチにもしっかり書いてあるってことを
0:24:43	ご認識いただいた上で、この系統分離対策が実施されていることっていうことのところのポツの書きぶりは、見直しをお願いします。
0:24:54	すいません少々お待ちください。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:24:58	内野。
0:25:00	8-1-3。
0:26:03	はい。規制庁の今田です。すいません。お待たせしました。先ほど許可の ところの、
0:26:10	原発の話をしましたけども、具体的なページ数でいうと、
0:26:14	8-1 の 362 ページ。
0:26:18	この部分に書いてありますと、それをご認識いただいた上で修文の方を お願いしますと関西電力の方よろしいでしょうか。
0:26:29	関西電力原子力事業部の鎌倉です。
0:26:33	整理許可の添付 8-8-1 の 362 ですね、こちらちょっと確認してから、 御返事させていただいてもよろしいでしょうか。
0:26:45	はい規制庁の伊ワノイデ承知しました。
0:29:17	関西電力熊倉です。大変お出しました
0:29:21	設置許可添付 8-8-1 の 362 ページのところ、
0:29:27	原子炉格納容器内の火災防護対象機器等は、以下に示す火災の影響 軽減のための対策に加え、
0:29:37	動的機器がすべての火災、すべて火災の影響により運転停止という ところで、先ほど岩野様の方からおっしゃっていただいた部分と、同じ
0:29:50	記載で示しているところということで確認しました。ここに書いてあるその イドのところを踏まえた上で、理屈の部分の
0:30:02	安全停止に関わる場所、
0:30:04	については、記載を充実させていただきたいと思います。
0:30:13	うん。規制庁西内ですけど、記載を充実するにあたってですけど、要は これ、端的に言うと、
0:30:22	新基準のときに、CV内で火災が発生したとしても、安全停止を確実に することができる設計をもう新基準時にしてるわけですよ。
0:30:31	新基準のときからCVなんて系統分離のところがいわゆる保安水準を達 成するような形で我々処分をしていると思っているので、そういう意味で は、新基準でやった設計によって、安全停止ができる古藤を説明したい わけですよ。
0:30:48	とっていいですかね。
0:30:53	はい。関西電力熊倉です。今西さんの方からおっしゃっていただいたイ トウはその通りだと考えてございます。
0:31:01	はい。規制庁西内です。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発音者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:31:04	およそ共通理解は取れてると思うんですけど、今のこの表現ぶりだと、今今野からも確認したような、いわゆる何か片方だけが言われてるようにも読めちゃうので、何か新基準の中でさらに限定して説明をしたいのか。
0:31:19	ちょっと新基準でやったことと同じ。
0:31:21	そこは変更しないことによって、達成しようとしてるのかっていう趣旨がちょっと曖昧かなと思ったっていうところが一番の目的確認した趣旨でしたので、
0:31:30	端的に書くのであれば、新基準から変更なり設計によってとかそういう趣旨でもいいのかなと思いましたがちょっと拡充の仕方はまた関西電力の方で適切な表現に直していただければいいのかなと感じました。
0:31:41	趣旨は以上ですので何かあればまたお願いします。1回イワノに戻します。
0:31:49	関西電力熊倉です。今西内さんの方からおっしゃっていただいた人の方、しっかり理解できましたので、感知器の配置設計以外については、
0:32:00	新規線図から変更がないというところで、そのようなことをしっかりと記載させていただきたいと思います。
0:32:13	規制庁の今野です。
0:32:16	今のが、1ポツ一つ、そうですね、Dのところの話で、そのあと、理屈のところの一番最後のポツのところの、江藤SS施設の話に移りたいんですけども、
0:32:29	このSA施設2のところの説明については、
0:32:37	えっとですね、具体的な記載でいうと、
0:32:41	3行目からのところで、
0:32:45	並びに運転中、運転停止中における、
0:32:49	発電用原子炉施設内の燃料体の著しい損傷を防止するために必要な機能は、
0:32:55	原子炉の安全停止に必要な機能として、系統分離対策が実施されていることをまたはっていうので、つらつらと後のところで書いてあるんですけど
0:33:08	案、系統分離対策が実施されていることっていうのは、先ほどのそのD Bのところと同じ説明になると思ってよろしいでしょうか。
0:33:31	関西連合クマクラです。
0:33:34	三つ目のポツの3行目からのところで今岩野さんが読みあげていただいたところなんですけれども、こちらについても、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:33:46	DBと同じ理屈のことを記載、
0:33:51	するところだというふうに認識しております。
0:33:56	はい。規制庁の岩間です。ありがとう。
0:34:01	今、確認できました。その上で、ここの安全、原子炉の系統分離対策が実施されている古藤のこの節で、説明しようとしていたのは、
0:34:17	火災が発生したときにでも、
0:34:25	ちょっと待ってください。
0:38:11	すいません規制庁の今西お待たせしました。
0:38:16	すみません、ちょっとまた、SAのところの話をすいませんちょっと最初からさせていただきたいんですけど、DBのところ
0:38:26	今回ちょっと拡充していただくような対策の内容、
0:38:31	記載を拡充していただくような対策の内容、
0:38:34	か。
0:38:37	SAについてはですね、前提条件としてあって、そのDBでそういう対策がなされているので、保安規定に基づいて、
0:38:47	原子炉を停止することができて、その
0:38:52	停止した対応をした。
0:38:54	そういったような条件においては、
0:38:59	3行目以降のところに書いてあるような対策をもとにして、SA設備が守られるっていうそういうふうな理解をして、
0:39:10	いるんですね。そういうところからすると、今もしかしたら、
0:39:14	省略されていいのかもしれませんが、さっき言ったようなそのDB対策があるので、
0:39:19	原子炉格納用保安規定通りの手順でプラントが停止できるっていうそのDB設備の対策があるのでっていうところが、説明として足りないのかなと思ってるんですけど。
0:39:32	関西電力としてはその認識はいかがでしょうか。
0:39:48	発生電力クマクラです。今今野さんの方からおっしゃっていただいたその原子炉の安全停止に係る部分っていうのは前提条件として、デービー掛け
0:39:58	健全であることということで、その点は認識、認識の通り、相違がないというふうに考えてございます。
0:40:11	はい。規制庁の今野です。失礼しましたにそこについて認識が共通認識が取れていることで、承知をしました。
0:40:19	その上で、そうしたときに、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:40:22	3行目のところからですけど、
0:40:26	燃料体の著しい損傷を防止するために必要な機能はって書かれてるところで、幾つか対策を列記していただいていますけど、
0:40:36	このところの1個目の原子炉の安全停止に必要な機能として系統分離対策が実施されていることっていうのは、
0:40:47	さっきのDBの話が前提条件にあるっていうこととは別に何か表現す説明されようとしているのか、それとも、前提条件として、
0:40:57	最初のところを書くべきだったものが、ここに入ってきてしまっていましたっていうそういう書きぶりのだけの話なのか。
0:41:07	その点ちょっと説明していただいてもよろしいでしょうか。
0:41:15	関西電力熊倉です。こちらにつきましては、前提条件に書いてあるものと同じ意味合いのもの。
0:41:24	で書いておりました、前提条件で記載をするのであれば、ここには書かなくても、文章として問題ないというふうに考えてます。
0:41:38	はい。規制庁の今野です。承知しました。そういうことであれば前提条件のところそのDBの系統分離対策の話、拡充した内容が書いていただいて、その上でこの
0:41:50	SA設備の機器の非数、著しい燃料体の著しい損傷を防止するため必要な機能のところは、系統分離対策のこの施設のところは、
0:42:01	削除していただくっていうようなそういうイメージを持っています。
0:42:06	それで関西電力の方認識相違はありませんでしょうか。
0:42:14	はい。関西電力熊倉です。今おっしゃっていただいたところについて、認識に相違ございません。
0:42:21	はい。規制庁の今野です。ありがとうございます。
0:42:24	そしたらですね少々お待ちください。
0:42:36	あ、すいません規制庁米津そしたらですね、
0:42:40	さっき言ったDが、の対策がしっかりなされているっていう前提条件を踏まえた上で、SA施設を
0:42:51	の損傷、一時ソースすいません。
0:42:55	燃料体の著しい損傷を防止するために必要な
0:43:00	機能が喪失することはないっていうところ、この
0:43:06	説明として何が必要なのかっていうところを、いろいろ書いていただいているんですけど、この
0:43:13	書いていただいていること、どういうことを説明しようとしてるかっていうところをちょっと簡単に説明していただいてもよろしいでしょうか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:44:13	関西電力原子力事業本部熊倉です。藤。
0:44:17	ここに記載している内容についてなんですけれども、
0:44:23	提出しました資料 1 のですね、下のページ 39 ページの方をお願いします。
0:44:40	規制庁のようなやつ、
0:44:43	続けて説明をお願いします。
0:44:47	はい、関西電力熊倉です。
0:44:49	こちらの方にですね、
0:44:54	減少停止時における重大事故等の対応に必要な設備というのを、設置許可の添プール、
0:45:02	から抜粋する形で、お示しさせていただいております。
0:45:06	下のところ、黒枠で囲んでいるところなんですけれども、
0:45:11	赤枠、
0:45:13	で囲んでる設備に対して、
0:45:16	SAIに必要な機能が損なわれない幾つ。
0:45:20	というのを離別、①と幾つ 02 という形で記載しているんですけれども、それぞれの機器に対して、どのような率があれば、理屈が満足されていれば、
0:45:34	良いのかということ整理して、
0:45:38	整理表の方にも記載させていただきました。理屈①としましては、設備が複数あってその各設備間の離隔距離が 6 メートル以上確保されているか。
0:45:50	鉄板等で分離されていること、このようなことが達成されて、
0:45:55	おれば、火災により同時に機能喪失することはないというふうに考えているため、まず一つ目として記載させていただきます。
0:46:03	理屈の丸 2 の方なんですけれどもこれは主に計装設備なんですけれども、同じ機能を持っている他のチャンネルであったり、
0:46:14	代替パラメータとして、扱うことができるもの、これらと、これらの設備間の離隔距離が、先ほどと同じなんですけれども 6 メートル以上、
0:46:24	確保されていれば、同意、同時に機能することはないだろうと、そういうふうに考えてございます。この大きく分けてこの理屈①②というものがございまして、これが保安水準を確保できる理屈として、
0:46:39	今回整理表のほうに追記させていただいたところでございます。以上です。
0:48:51	はい、すいません規制庁の米津お待たせしました。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:48:54	ちょっと認識が共通かどうかを確認したいんですけども、
0:49:02	先ほどの 39 ページのところを見ると、
0:49:07	青枠の内容と赤枠の内容があって、
0:49:11	青枠の内容はDB設備と兼用のもので、系統分離対策が実施されていると。
0:49:20	赤枠のところについては実施されていないので、別途理屈の①だったり理屈の②を使って説明しようとしていると。そういうことの 39 ページの説明はそういうことだと理解をしています。
0:49:34	その上で、先ほどの整理表のところの理屈のところの話に戻って、この
0:49:41	後のところの、
0:49:43	燃料体の著しい損傷を防止するために必要な機能はっていうところで、後で書かれている対策後で書くべき対策ってというのは、
0:49:53	DBについては前提条件として、
0:49:56	先ほどの青枠のところはもう実施されているってところが前提条件の前段のところを書いた上でこの
0:50:04	Aとし、
0:50:05	をさせるために必要な機能は後のところで書かなきゃいけないのは、赤枠のところだけを説明する文章として、この理屈のところのこのAと、
0:50:18	SAのところの文章は、組み立てようとしていると説明されようとしていると、そういうように理解をしているんですけど、認識共通になっていますでしょうか。
0:50:33	関西電力熊倉です。江藤イワノ様のご認識の通りでして、先ほどちょっと青枠の説明をしていなかったんですけども、こちらの青枠については、先ほどの問いの中にもあったような前提条件に、
0:50:46	なるところというふうに改めて認識してございますので、こちらについては、前提条件として記載をするところ。
0:50:54	で、赤枠のところは、後半の部分の理屈として、確認するところとして、記載すると、そのように考えております。
0:51:06	規制庁の楊です。承知しました。少々お待ちください。
0:52:27	規制庁の今野です。すいません。お待たせしました。
0:52:30	今、確認できた古藤。
0:52:33	今確認できまして、すいません。ちょっと次の、ちょっと確認なんですけども、
0:52:43	下から 4 行青字のう下から 4 行目のところですね、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:52:48	設備が複数あり各設備間の離隔距離が6メートル以上確保されているか。
0:52:54	鉄板等で分離されていることを踏まえてあるんですけど、この鉄板等で分離されていることっていうのは、
0:53:03	いわゆるDBで言うところの系統分離みたいな1時間耐火とかそういうことを表そうとしてるんですかねそれとも何か別のことを説明されてますか。
0:53:29	関西電力熊倉です。今
0:53:33	コメントいただきましたところですが、1時間耐火ということ意識して、記載しているところでございます。
0:53:41	はい。規制庁の岩間です。そういうことであれば、鉄板っていうとどういう鉄板なのかよくわからないっていうところもあるので、そういう1時間耐火能力を示そうとしてるのであればもう端的に、
0:53:53	1時間耐火能力を示す。
0:53:59	何て言うんすかね。
0:54:02	1時間耐火能力を示す、1時間耐火能力のある
0:54:07	何ていうんすかね。
0:54:08	隔壁とかですかねっていうもので、対対策、そういう対策が、
0:54:16	あることであることを踏まえみたいな形でちょっと鉄板だから大丈夫なんだよっていうところの、書きぶりではないようにちょっと修正をしていただきたいと思うんですけど、ご理解いただけますでしょうか。
0:54:33	関西電力熊倉です。
0:54:35	今典範のところのご指摘ですけれども、こちらの考えている1時間耐火能力のある隔壁ということで、そこは共通認識としますので記載のほうは修正させていただきたいと思います。
0:54:52	はい。規制庁の今野です。ありがとうございます。
1:01:30	すいません規制庁の今野ヤスお待たせしました、
1:01:33	6名、先ほどの6メートル離隔のところの話なんですけど、
1:01:42	今単に離隔距離が6メートル以上確保されているかって書いてあるんですけど、この6メートル離隔っていうのは、火災防護審査基準でいうところ
1:01:55	系統分離対策のBポツって言ったら伝わりますかね、
1:02:01	ここでやろうとしてることを説明されようとしてるっていうこと、認識合ってますでしょうか。この場合だと単に6メートル離隔6メートル距離を離すだけじゃなくて、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:02:14	水平距離感、水平距離感には、仮置きするものも含め可燃物質が存在しないことについて、間にその延焼を、
1:02:23	二つの系統間で延焼させるようなものがないことを、ここの、
1:02:29	火災防護審査基準のBポツのところでは求めているんですけど、それと、
1:02:33	開会ではないけど同じことをしようとしてるっていうそういう理解でよろしいですか。
1:03:24	関西電力の布田です。先ほど岩間様からおっしゃっていただいた火災防護審査基準の方のBポツとおっしゃっていただいたところの記載なんですけれども、こちらの記載というよりは、
1:03:38	新規制のところの許可の方で、先ほど添付資料 8、
1:03:45	ですとか、2、記載していったことですね、これと、
1:03:51	同等の子というのを確認したいと。
1:03:56	そういうことで記載しているものでございます。
1:04:07	すいません規制庁のようなです。今ちょうど許可の添付 8 とかを開いているんですけど、
1:04:14	具体的にどこの記載とかがっていうところ、ページ数で示していただくことっていうのは可能でしょうか。
1:04:42	関西電力熊倉です。先ほど、添付 8 というふうにちょっと申し上げたんですけれども、店舗ハウスのほうの記載ちょっと今、探しております。
1:04:54	ごめんなさいまとめ資料の方をちょっと確認した上で、先ほどさ発言をしております、まとめ資料でいるのであれば、八条のまとめ資料の 6-22、
1:05:06	のところから火災の影響軽減対策。
1:05:10	の話がありまして、その
1:05:16	ページ番号、
1:05:19	あ、ごめんなさい 6-22 ですね。
1:05:23	そちらでございます。
1:06:16	後で、
1:06:29	関西電力プラス、先ほど添付 8 の方なんですけれども、ページ番号で言いますと、
1:06:38	8-1-
1:06:42	3号、8、
1:06:45	3号給のところ、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:06:48	が該当するというふうに考えております。はい。すいません規制庁のようです。すいませんまとめ資料のページ番号だけもう一度お願いしてもよろしいでしょうか。
1:07:03	関西電力桑原です。まとめ資料の方は6-22から始まるところでございます。
1:08:35	すいません規制庁の岩野磯お待たせしました、
1:08:39	衛藤。
1:08:43	原発の方の記載は、確認できまして、
1:08:47	そうですね。今の理屈のところの説明だけだと、水平距離だけを話しているっていうそこだけしか書かれていないので、
1:08:58	間に可燃物がないっていうところ説明もあわせて資料の方には追加をお願いします。ただし、この理屈のところを書くか、
1:09:08	書くと、ちょっと内容が、文章が長くなったりとか読みにくくなるっていうことであれば、うし後のところの資料でも良いので、
1:09:18	そのことがわかるように、資料のどこかには追加するようにして、
1:09:24	いただけます幸いです。
1:09:26	と関西電力の方よろしいでしょうか。
1:09:52	はい。関西電力原子力事業本部牛島でございます。今ちょっとご確認いただいている点なんですけれども、設置許可のまとめ、資料ないしはテンパチの記載は、従前のDBの対策系として書かれていたところでございます。
1:10:10	その格納容器の中のDBの対策につきましてもですね、もともと格納容器はケーブルが密集して設置されていることとかですね、6メートル以上の水平、離隔距離を確保することは困難ということを踏まえつつ、
1:10:25	そういった条件ではあるんですけども、計器と系統分離を要する火災防護対象機器をですね、6メートル離隔が離れていることとか、その間ケーブル延焼しても、
1:10:37	大丈夫であるとかそういった確認を行って、代替手段を認めて審査基準に対する代替手段を認めていただいたと。
1:10:47	いう箇所を今ご確認いただいているところでございます。
1:10:51	今回のSAで記載しております箇所はですね、従前の衛藤再稼働の審査の際にですね、セイキ機の相互間の離隔距離が6メートル以上確保されているかとかですね。
1:11:04	そういうところを審査いただいたというものではございませんこれはまず、前提でございます。その上で、総務課に範囲物があるかないかとい

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	うことも含めまして、もともとの格納容器の中はですねそういった状況があることを踏まえて、
1:11:20	DBの設備についても、代替手段として、認めていただいたというところをですね、このS、今回、SAについて、火災の影響が及ばないかと。
1:11:32	いう理屈を立てる意味でですね、考え方を準用しておく、いるものでございます。ですので書きぶりはですね、基準、
1:11:42	そのものの直結した方というよりは、このDBの系統分離の対策のときの書き方に準じた書き方とせざるをえないのかなと、そのように考えている次第でございます。
1:11:54	平たく言いますと、可燃物がないことをもってとかですね、そういったことはちょっと書けないのではないかと考えております。以上です。
1:15:40	はい、すいません規制庁の米津お待たせしました。今、牛島様から発言いただいたところは承知をしました。理解をしました。
1:15:50	衛藤。
1:15:52	こちらで確認をしたいのは、SAの対策のS、すいません。
1:15:59	この
1:16:00	原子炉停止中に燃料体の損傷が生じないようにするために必要な機器ってというのが、新基準の時のそのDBの
1:16:10	影響軽減対策なりのところで、確認されていた対策と同じ対策がなされているってということが確認できれば良いと思っています。
1:16:23	なので、今日、関西電力の方とは共通理解がえられていると思っています。その上で、
1:16:32	6メートル離隔だけ、6メートル距離を離すことっていうだけだと、新基準のときのDBの時にやっていた対策が、
1:16:41	書きあらわされているとは思っていないので、その足りない、説明のところについては、後のところの、
1:16:51	説明資料等に追加するなどして、
1:16:55	記載を拡充していただきたいと。
1:16:59	いうところがまず一つ目です。この点については共通に共通認識になっていますでしょうか。
1:17:21	関西電力角田です。整理表、または補足説明資料なりへの記載の充実ということで理解をしました。
1:17:32	dBせ整備施設に対して、しているこの影響軽減対策の内容ということで、ちょっと記載を適正化したいというふうに考えております。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:17:45	はい。規制庁の今野SEありがとうございます。その上で、ちょっとこれは書きぶりのところに、整理表のこの、
1:17:52	ちょっとSA施設のポツのところの書きぶりの話にもなるんですけども、
1:17:58	多分、関西電力ところ、
1:18:03	この点についてはちょっと共通理解いただいていると思っていますところの点というのはですね、
1:18:09	先ほどちょっと前提条件っていうふうに話があった。
1:18:13	1ポツのところのDB施設設備が、系統分離対策なりがなされているっていう、このことと、あと
1:18:23	このことが、結局SAとDB共通の設備があるので、まず
1:18:29	共通設備についてはDB設備が対策がなされているので、その共通、Sd-D共通の設備についてはまずそこで対策がしっかりなされていますと、その上で、SA、
1:18:42	DDS影響、
1:18:44	共通でないものについては、
1:18:47	3、4行名から下に書いてあるような対策がなされていることによって、
1:18:54	なされていますと、この衛藤Dの共通共通についてはDBと同じ対策、DBのところでもしっかりなされていて、SAのみのものについては以下のポツのところの内容がなされているとこの二つをもって、
1:19:08	初めてSAのところの説明が成り立つと、そういうふうに理解をされていて、
1:19:14	この点については共通の認識でよろしいでしょうか。
1:19:31	すいませんじゃちょっともう一度言い直します。
1:22:11	すいません規制庁のようなやつをもってしましたちょっといろいろ回りくどい言い方になってしまったので、訂正させてください。
1:22:20	確認したかったのはですね、
1:22:24	1ポツのAとDの話と、阿藤3ポツのSAの話、これは独立してなくて、両方同時に達成できるような条件じゃない、条件じゃないと。
1:22:40	SAのす施設のところで、そうですね。両1ポツと3ポツ両方同時に未達成されなければ、
1:22:52	いけないんだよねと、1ポツだけ達成されていて、1罰だけ賛成されていた、3ポツだけ達成されていても、駄目だし1ポツだけ達成されても駄目だしっていうその独立した関係ではなくて、
1:23:06	両方同時に達成されなきゃいけないんだよねっていうところをちょっとすいません確認させていただければと思います。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



1:24:26	関西電力熊倉です。三つ目のポツ、SE、伊勢施設に対して、記載しておりますが、
1:24:37	先ほどコメントいただきました通り、前提条件として、デービーっていうのが、
1:24:46	宇部隣室整理で、その安全停止に必要な機器等というのは、系統分離対策が実施されている。
1:24:53	ということと、ます。それが前提になるというところでそこは共通認識が取れていると、いうふうに考えておりますので、三つ目のぽす。
1:25:05	を達成するためには、一つ目のポツっていうのが必要であるとはそういうふうには考えてございます。
1:25:19	規制庁西内ですけど、今の説明いただいたことはこちらもアグリーでして、その上でちょっと確認したかったのは、
1:25:30	まさに安全DBの系統分離って言っている部分と、SAの方の系統分離っていうものが、要は同時に達成できなさいいけないわけですよ。
1:25:42	うん。まずDBの系統分離等を達成して安全停止をします。そのあとに、SAの機能もちゃんと生きてなさいいけないので、要は、別項 2、
1:25:53	達成する。
1:25:54	例えばDBの方の安全停止はできるけど、安全停止のその 9 メーター離隔の間に必要なSA機器があってそれが死んじゃいますっていうそれでSEの方は対処できませんっていう説明は、
1:26:05	駄目ですよそういうイメージでの確認をしたかったんですけど。
1:26:09	今の説明で伝わりましたかね確認したいことが、
1:26:29	関西電力熊倉です。今、金主事様の方がおっしゃられたことについては、理解をいたしました。今ここ整理表で、括弧 2、
1:26:40	を達成するかどうかということで、この三つのポツ、
1:26:45	DBとSAとあと、BSヤマノちょっと質と安全停止の機能とあとSAA、三つ
1:26:55	記載してございますけれども、この三つすべてが確認できなければこの(2)が達成できないというふうには考えてございますので、その点は、共通。
1:27:08	の理解になっているというふうに思っております。
1:27:19	江藤ニシウチですけど。うん。いや、ちょっとごめんなさい今のお話を聞くと、やっぱり何かちょっとすれ違っているなあと感じていて、
1:27:33	まず今の話は、今熊倉さんおっしゃったのはあれですね(2)を達成するためには、この中ポツ 1、1 ポツ 2 ポツ 3 ポツって三つありますけど、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:27:43	それらが全部達成できないといけませんよっていう話をしていますと、まず今熊倉さんおっしゃったのはその話でしたよね。
1:27:53	関西電力はプラス今おっしゃっていただいたところは共通認識でございます。そうですね、私がちょっと確認したかったのは、その話ではなくて、
1:28:03	その3ポツ目、(2)の3ポツ目の話としてまず確認をしたかったことと、ちょっとまずそこに標準を合わせていただいて、
1:28:13	ごめんなさい3ポツ目のSAの部分を達成するためには、まず安全停止するわけですね。
1:28:22	その安全停止するにあたって、DBの系統分離が必要なわけですね。
1:28:28	DBの系統分離どうやってるかっていうと6メートル離隔をしてますけど、ケーブルとかが密集してて必ずしもその中6メートルの間には何も無いっていうことは言い切れませんと。
1:28:37	例えば、その6メートルの間にSAの設備とかがあって、
1:28:44	そいつは死んじゃうけど、安全停止できMaaSっていうことをやっていたのであれば、この3ポツ目の説明にあたっては、そのSA設備が停止中にも必要なものなのであればそれは駄目だよねと、それもちゃんと守れるように同時に達成できてなきゃいけないんだよね。
1:29:01	という確認をしたかったんですけど。
1:29:04	ターゲットはまずその3ポツ目に限った話をしているとちょっとまずお話をしたかったんですけど、いかがでしょうかちょっと、協働、
1:29:12	問いたいことの理解に繋がりますかね今の説明で。
1:29:18	関西電力熊倉です。今
1:29:21	ご説明いただいたところなんですけれども、三つ目のポツの前提条件として、一つ目のポツに書いてあるような内容というのが来るっていうのは、
1:29:32	共通認識だと思っておりますので、今ご説明いただいたところが理解が同じだというふうに考えております。
1:29:42	なので、その上で、理解は同じだっていうことで実際にそういう状況にならないことを確認した、しているという理解をしていいんですかね。
1:29:52	Dの系統分離と、このSAの6メートル離隔とか系統分離が同時に達成できるって思っているんですかね。
1:30:08	浅利の熊倉です。今おっしゃっていただいたところについては、両方とも確立できる。
1:30:16	というふうに考えております。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:30:20	はい。
1:30:24	ちょっとよければ関西電力のお言葉で1回説明して欲しいんですけど。
1:30:30	はい。
1:30:32	はい。田野。
1:30:33	ちょっと今関西電力のお言葉でちょっとよければ、繰り返して説明して欲しいんですけど、
1:30:39	じゃあ、何どういう場合に駄目なんだっていうその駄目だ例で1回ちょっと説明してもらってもいいですか。こういう状況だと駄目だよねとか。今のやりとりさせていただいてると思うんですけど。
1:30:53	では、3ポツ目のを達成するにあたってこういう状況は駄目だとか、そういう具体例をちょっと挙げてもらってもいいですかちょっと共通認識がそれ取れてるからそれで確認したいんですけど。
1:31:06	関西電力吉澤でございます。SAのところではDBの対策、読み込んで、その上で運転停止中の衛星の系統分離と、
1:31:16	いう流れですけども、今の西内さんの
1:31:22	コメントでは、SAとSAが6メートル離れているとしても、その間に系統分離が必要なDB設備があり、ありますと。
1:31:33	どっかで火災があったときにDB設備は機能喪失するけども、SAの機能は守られますということでは駄目ですよと。
1:31:44	そういうことをおっしゃりたかったのかと理解しております。
1:31:50	すみません規制庁西内です今吉田さんおっしゃられた内容でこちらも共通認識ですすいませんちょっとやっごめん。ちょっと私の説明が拙くて申しわけないんですけど、そういうことをちょっと確認したかったものです。で、
1:32:02	今熊倉さんも吉田さんもおっしゃっていただいた通り、そういうことがないことを確認しているっていうことを表現したいことだと思いましたので、
1:32:09	衛藤。
1:32:11	ちょっとまずそれぞれで説明は承知しました。その時に、ちょっと今の理屈のところの文章を読むと、
1:32:19	大内で表現されている、上から4行目ですかね、または以降のところ、これSAの部分の話をしてると思いますけど、6メートル以上確保されているか。
1:32:33	としか書かれてないじゃないですか。だから果たしてそのこの表現に今の話が含まれるのかどうかというところがちょっとあやふやだったので確認をしたという趣旨です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:32:42	なのでちょっとそこら辺の表現も含めて全体をもう一度見直していただいて、適切なことがちゃんと表現できる文章にしていただければいいのかなとまず感じているところです。
1:32:53	こちらがちょっとお聞きした趣旨も含めて今お話ししたんですけど、よろしいでしょうか。
1:33:02	関西電力熊倉です。今ご説明いただいたところにつきましては、理解をいたしましたので、この青文字で書いてある三つ目のポツのまたは以降のところですけども、
1:33:15	そちらの記載っていうものを、ちょっと適正化した形で、必要なことを、
1:33:20	記載するようにいたします。
1:33:24	規制庁西内ですよろしく願いますで、少なくとも、現状で確実に何か足りてないのは読めないなと思う部分は、今、話をしていたようなことは、
1:33:36	文章全体で見れば、何か読めるぎりぎり読めなくもないのかなと考えるとところなんですけど、ちょっとこれから話すのはまたちょっと別の話になるんですけど、そこがまだそう書ききれてないのかなと思うのは、衛藤。
1:33:48	崎田クマクラさんか吉田さんがどちらからもご説明いただいてたと思いますが、CV内は、必ずしもその6メーター離隔の間に可燃物とかが何もないとは言い切れませんと。
1:33:59	何かしらの密集しちゃってるのでケーブルとかありますよと。ただそのケーブルとかが延焼しても大丈夫だっていうことを確認している。これは新基準の時にですね、それと同じことを今回のSAの方に当てはめてやっているってことなんですけど、その趣旨が、
1:34:13	今の文章だと読めないなと思っていて、単純に6メーター以上おりカクウしているって話だと、その中に何も無いことを含んでいるってことではまだわかりますけど、6メーター以上あって、かつ、間に何かあるんだけど燃えないことまで含めて確認しているからOKなんだってということと理解したんですけど。
1:34:31	後者の方の話がちょっと明確に読めない、パーツとしては足りてないのかなと感じましたので、その点も含めて表現は見直していただければと思います。よろしいでしょうか。
1:34:47	はい。関西電力の中屋です。CV内のDB設備への影響軽減対策と同じことを確認するという移動でございますので、
1:35:01	その点しっかり記載した上でお示しできるようにしたいと思います。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:35:10	はい。規制庁の山名です。承知しました。それではよろしくお願いします。
1:35:21	はい規制庁のようです。すいませんちょっと
1:35:24	Cvのところ長くなってしまったんですけども、
1:35:28	とりあえずちょっと理屈のところまではここまでの確認したいと。
1:35:32	ちょっと。そうですね。
1:35:35	今、予定されている15時になりそうなので、ここでちょっと一旦、
1:35:43	中断させていただいて、終わりは、次の開始は、
1:35:48	16時半の
1:35:50	16時半以降に回収したいと思います関西電力の方スケジュールでよろしいでしょうか。
1:36:00	関西電力熊倉です。スケジュールスケジュールについて、特にございません。ご飯もよろしくお願いいたします。
1:36:07	はい。規制庁の山名です。それでは一時中断したいと思います。
1:36:08	はい、原子力規制庁のイワノですそれではヒアリングを再開したいと思います。
1:36:13	それでは、
1:36:16	資料1の整理表のところですね。
1:36:20	その
1:38:27	はい。すいませんお待たせしました規制庁のようです。ちょっとすいません。新燃料エリアの前にCVのところの、ちょっと前半のところの確認した理屈が、
1:38:37	Cvのな他の場所ですね、に適用できるかどうかというところを先に確認を。
1:38:44	させていただけますと幸いです。ループ室のところをお願いします。
1:38:52	ループ室のところも、残るところについては同じCvの中なので、
1:38:58	オペフロのところの理屈せ、午前中整理した理屈が同じように成り立つと考えているんですけど、関西電力におかれては、認識は同じでしょうか。
1:39:18	関西電力熊倉です。
1:39:20	ご認識の通りですとさせていただきます。
1:39:27	はい。規制庁の岩間です。ありがとうございます。
1:39:30	藤。
1:39:32	ちょっとお待ちください。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:39:37	はい。すいません規制庁のようです。続きまして加圧器室上部ですね、こちらについても、オペフロと同じという認識で、共通理解えられますでしょうか。
1:39:53	関西電力角田です。理屈についてオペフロと同様というふうに考えてございます。
1:40:03	はい。規制庁の今田ですありがとうございます。
1:40:06	シンプル配管室についても同じでよろしいでしょうか。
1:40:11	ハットリのクマクラです。シムムラ配管室についても同様というふうに考えてございます。
1:40:22	規制庁のようなやつで承知しました。では
1:40:25	ここについては前半のところで確認した通り、書きぶりのところの修正が決まったら合わせて、
1:40:32	グレーハッチングにしたいと思います。
1:40:35	で、
1:40:37	じゃあすいません次が、
1:40:41	ループ室と、あとシムムラ配管室の、
1:40:45	環境条件のところの話なんですけど、
1:40:51	前回のところで、これらのところについては同じ環境条件になるんじゃないかというところで、
1:41:00	共通認識を、が出られたと思います。その上で、今回関西電力の方で、
1:41:09	感知区域が設定できないっていうところで、総合法施行規則の考えで設置できないんじゃないかっていうところをちょっと書いていただいているんですけど。
1:41:20	こちらの考えとしてはですね、今消防法施行規則はお手元にありますでしょうか。
1:41:27	準備ができていればお声掛けいただけますと幸いです。
1:41:38	関西電力熊倉です。消防法施行規則お手元に用意がございますので、よろしく申し上げます。
1:41:46	はい、ありがとうございます。規制庁の今野です。
1:41:48	あと総合法施行規則の 23 条 4 項の、
1:41:52	1 号のところですね。
1:41:56	で、まず、消防法施行規則で 1 号のところ、
1:42:02	次に掲げる次に定めるところ、次に掲げる部分以外の場所で、点検その他維持管理ができる場所を設けることという規定があつてですね。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:42:12	ここの規定の中で、感知器が設置できない場所ってところが掲げられています。
1:42:19	その中で、
1:42:23	それ、それぞれの感知器について、
1:42:28	挙げられているんですけど、
1:42:31	その中の2の、2-2ですね、イロハニの2の中の、
1:42:37	(1)のところで、
1:42:44	すいません、怒ら棟までに掲げればその他感知器の機能に支障を及ぼす恐れのある場所。
1:42:50	というふうに、
1:42:52	記載があって、
1:42:54	この項目に該当するので、
1:42:59	該当する環境条件、
1:43:02	もうちょっとここの、前回で、前回この環境条件のところの書きぶりについては、
1:43:07	検討が必要だというところで話が終わってたんですけど、具体的に言うところに該当する環境条件っていう認識。
1:43:18	こちらちょっと思ってるんですけど、関西電力におかれては、
1:43:23	今の何ていうんすかね。その考えについてちょっと
1:43:29	そうですねどのようにか。同館どう考えてるかっていうところちょっと済まず回答お願いします。
1:43:41	関西電力熊田でございます。
1:43:43	今岩尾園田おっしゃっていただいた消防法施行規則第23条4項の1の2の確保。
1:43:52	地にあるところというところで、こちらにつきましては、
1:43:59	ループ数であったり、シムラ配管室の煙感知器、
1:44:03	2、適用するものだと、いうふうに考えてございますがその点、認識は、共通でしょうか。
1:44:12	すいません規制庁の米津所長お待ちください。
1:45:08	すいません規制庁の矢内です。岩野です。少々お待ちください。
1:50:27	まずはそこです。
1:50:29	すいません規制庁の今田です。わかりました。江藤。
1:50:34	煙感知器については、
1:50:38	この4項1号の2の両括弧ちいのところで整理できるのではないかと考えています。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:50:48	そ、そういった観点で、
1:50:51	1号のところのどこかで、環境条件として、該当するもの。
1:50:58	はじけるものがないのかっていうところを、シンプル配管室とループ室のところはまず確認をしていただきたいと。
1:51:06	思っています関西電力の方よろしいでしょうか。
1:51:21	関西電力の不破です。2034号の1号の、
1:51:26	2の(1)のところについて、ループ室とシムラ配管室の煙煙感知器については、ここに
1:51:38	該当するのではないかというふうに、こちらとしても考えてございます。
1:51:48	すいません規制庁のようです。その熱感知器については、その4項の1号のどこかでまず、該当するものがないかっていうところを確認していただきたいんですけども、それについてもよろしいでしょうか。
1:52:19	関西電力赤井です。
1:52:21	23条4項の1号の中で、熱感知器をどのように、整理するかというところについては、検討させていただきます。
1:53:27	すみませんお待たせしました。
1:53:28	今、ちょっとちょっとすいません10段、順番、順番で、ちょっと途切れ途切れになってしまって申し訳ないんですけど、今のか、1号のところでもまず見てくださってという話で、
1:53:40	そのあとその1号のどれにも熱感知器について該当しないのであれば、
1:53:46	2号以降のところ、
1:53:49	該当するのかっていうところを、どこか抵触するところがないのかっていうところを確認していただきたいと。
1:53:57	で、その際にですね、3号のところ、熱感知器だと。
1:54:06	3号の口のところで、換地区域ってところが、定義がされていて、この換地区域のところには当たらないのかっていうのが、関西電力の見解だと思うんですけど。
1:54:20	当間菅地区域については
1:54:26	こちらもちょうと火災数の方とも確認をしていて、感知器について感知区域については、
1:54:37	感知、監事来そうですね。設置する場所に応じて、ある程度の範囲を柔軟に決められるっていうそういうことだったので、
1:54:50	ここの今関西電力が書かれている、感知区域が設定できないっていうところに、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



1:54:55	当たるってところの説明はちょっと難しいと思っていますこちらとしては思っていますので、
1:55:02	そういったところ、それ以外のところで何か、
1:55:07	消防法施行規則の2項2号以後に、2号以降のところ、該当する低速するようなものがないかというところをちょっと整理していただきたいと。
1:55:16	というのがこの話です関西電力におかれてはご理解いただけますでしょうか。
1:55:30	関西営業部熊倉でございます。23条の4項の1の中で、熱感知器の話をどう整理するかというところで、こちらとしてもちょっと並んでいたところがありますので、
1:55:42	それを踏まえて、1号以降の2号3号というところで、どのように整理するかというところを検討させていただきます。
1:55:53	はい、わかりました。ではすいません
1:55:56	環境条件のところの、そうですね整理については確認をお願いします。
1:56:02	続きまして、
1:56:15	はいすいません。
1:56:17	続きまして、
1:56:20	これです。そうですね、新燃料貯蔵庫エリアの理屈のところの確認を、
1:56:26	したいんですけども、
1:56:31	ちょっとお待ちください。
1:56:37	はいすいません。関西電力としてはこの理屈のところの、
1:56:42	SAの一番下のポツのSs-Aのところですね。
1:56:46	ここについては、
1:56:52	すいません、この3ポツ、一番下のポツのところのSn理屈のところについて、説明していただいてもよろしいでしょうか。
1:57:15	関西電力吉澤でございますし燃料貯蔵庫エリアについて、設置されている機器の状況、一番上に書いておりますけども、
1:57:26	ここで※をマツイカシマして、同一火災区画内の別の環境条件の場所に設置というところで、重大事故等対象施設ありでコメント。
1:57:39	ということで、対象設備としてはSAピット監視カメラオカとなっております。小令和
1:57:47	新燃料貯蔵庫のエリアと、あと隣接SAピットエリアありますけども重大事故等対象施設はすべて清ピットエリア。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:57:59	間についていて、あそこは消防法施行規則通りに、感知器を設置するという設計になっておりますので、それを踏まえて、重大事故等対象施設が、
1:58:12	当該エリア内がないこと、並びに重大事故と対象施設が設置されている、同一火災区画内の隣接エリアは、火災感知器を消防法施行規則通り、
1:58:24	設置する設計としていることから、
1:58:28	同一火災区画内において、重大事故等対処に必要な機能を確保できると。
1:58:34	ていう、そういう記載にしております。
1:58:41	すいません規制庁のようです。これはS、AとSA施設の設置場所の関係、設置場所等、
1:58:50	あと、
1:58:51	消防法施行規則通り2セット、
1:58:55	すいません。
1:59:06	あ、すみません小田島下このSA施設については今回消防法施行規則通りに設置できない場所のそのエリアの中には、入っていないっていうそういう位置関係から、
1:59:17	説明、SSA施設の機能に影響がないってことを説明されようとしているというそういう理解でよろしいですよ。
1:59:30	はい。関西電力吉田でございますその理解で問題ございません。
1:59:37	すいません規制庁の米津ありがとうございます。少々お待ちください。
2:06:16	はい。すいません規制庁の井上さんを出しました。ここ、この理屈のところについては今のところ特段、コメントはございません。
2:06:26	ここについては
2:06:31	そうですね。
2:06:34	ちょっとここについても、
2:06:37	そうですね、他のちょっとエリアの理屈のところ固まったらちょっと合わせて、グレーグレーハッチングにしたいと思います。
2:06:48	それからすいません。
2:06:52	ここは、そうですね、このカツキのその感知器設計のところですね。
2:06:57	感知器の、ラックの場所のところの、この感知器のところの設置方法とか設置要件とかっていうところを確認したいんですけど。
2:07:15	ちょっとお待ちください。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:07:21	あ、すいません。江藤。ここについては確か、すいません前回の話だと、ここについては特段何もコメントはなくて、理屈に合わせて、
2:07:31	理屈が問題なければここも併せてグレーハッチングにすると、そういうふうな理解をしていたんですけど、
2:07:38	関西電力もすいません同じ認識でよろしいでしょうか。
2:07:44	関西電力熊倉でございます。
2:07:47	ちょっと認識同じでございます。前回のヒアリングしていただいたときに、まず
2:07:54	設置方法のところで記載を適正化し適正化に関するコメントはいただきましたが、それについても反映した上で、提出させていただいております。
2:08:06	はい、規制庁のようなやつありがとうございます。それではちょっとそれはそのようにしたいと思います。
2:08:11	一つ下のところの新燃料貯蔵庫エリアのアナログ式の煙感知器のところですけど、
2:08:19	ここの感知器設計のところですね、ここのよ、設置要件のところに、
2:08:24	当該エリア内の火災を感知できる可能性が高い場所に火災感知器を設置するっていうふうにあるんですけど、この
2:08:32	可能性が高い場所っていうのはどこの部分を表そうとしているか、説明していただいてもよろしいでしょうか。
2:08:42	関西電力村井でございます。今読み上げていただいたところなんですけれども、火災を感知できる可能性が高い場所としましては、したのところの黒字で記載している部分なんですけれども、
2:08:56	その下から足ごめんなさいしたカラーではなくて、一番上のところですね当該エリア内において火災が発生する可能性が高い火災は下限となり得る。
2:09:12	設備の直上というところで、波源になり得る設備直上に設置するものを指しているものでございます。
2:09:25	すいません規制庁の今田です。
2:09:28	この、例えばその場所に置いて網羅的に感知する。要は
2:09:35	火災の発生リスクが必要だと思って網羅的に感知するっていう意味での設置要件として、この記載は何か。
2:09:48	どう、どういう意味を持つのかって言うんですかね。どうしてこの設定を要件にすれば網羅的な感じができるっていうふうな説明になるのかっていうところをちょっと補足して、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:10:00	説明していただいてもよろしいでしょうか。
2:10:15	関西電力吉澤でございます。
2:10:18	このエリアは、20メートル以上のエリアになりまして、煙感知器はそもそもエリア内に網羅的につけることはできないと。
2:10:31	ということで、ただ、そうは言っても火災を感知できる可能性が高い発火原著駆除につけると、その上で、そこで発生する。
2:10:44	煙を
2:10:48	隣接エリアの煙で拾うことで、すべからく感知できるという設計にしております、それーをセット、
2:11:00	して、推計を結果入れるという、そういう状況でございます。
2:11:11	すいません規制庁の今野です。少々お待ちください。
2:12:48	すいません。
2:13:02	すいません規制庁の今野です。
2:13:04	とお待たせしましたあの設置要件のところ、
2:13:07	火災を感知できる可能性が高い場所に感知器を設置するっていうふうにあるんですけど、
2:13:15	その可能性が高いってということだと、
2:13:20	保安水準を満たす上で、保安水準では
2:13:27	火災を、
2:13:30	すいません理屈のところですね、理屈のところでは、火災を守れなく確実に感知するっていうことを、理屈のところを書いていて、その可能性が高いってということだと。
2:13:43	漏れなく確実にっていうところには、沿わないように思うんですけど、そのところはどうのように説明されるんでしょうか。
2:13:59	関西電力の多田でございます。設計要件としましては今読み上げていただいたところ、
2:14:05	とともに、火災により発生した煙が流れこの同一火災区画内の隣接エリアに設置する火災感知器を兼用する設計というふうにしてございます。
2:14:15	もれなく確実にというところではこの後半の部分の、煙が流れ込む同一火災区画内の隣接エリアに設置する煙感知器によって、
2:14:25	確実に検知ができるというふうを考えております。
2:14:41	すいません規制庁の岩根です。今の説明からすると、前半のところの、
2:14:48	可能性が高い場所に火災感知器を設置するとともにっていうところは、理屈のところに関係ないように聞こえたんですけど、その理屈のところの説明とはどういうふうにつながるんですかね。繋がらないんでしょうか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:15:36	関西電力吉澤でございます。この前半の部分の火災を感知できる可能性が高い場所という、この設置要件は、
2:15:47	新燃料貯蔵庫エリアには該当しないと、いうふうに思ってるんですけども、ちょっとほな他のエリア、
2:15:57	設置要件と、極力統一した記載にした方が望ましいのではないかとこのところ、こういうふうに、
2:16:09	記載しているという、そういう考えになっております。
2:16:16	すいません規制庁のようです。まず新燃料貯蔵庫エリアについて関係ないということであれば、削っていただいた上でなんですけど、他のところの理屈のあの場所の理屈についても、
2:16:29	同じようにその火災を漏れなく確実に感知することによっていう文言になっているので、他の場所についても同じように、
2:16:39	可能性が高いってということだと沿わないように思うんですけど。
2:16:44	そこについてはいかがでしょうか。
2:16:59	はい。関西電力吉田でございます。ちょっとシンプル配管室の熱について、同じG、記載にしてるんですけども、これはシンプル配管。
2:17:11	のエリア内に、
2:17:14	空気の流れを考慮して下部に熱感知器つけると、さらに、隣接ループ室のもの。
2:17:22	にも期待するということで、保安水準にというふうにしてまして、ちょっとこの部分と、記載を合わせたいと。
2:17:34	いう、そういう考えで、記載したものです。
2:17:43	規制庁の今西で承知しましたそれではちょっとそれについては、シンプル配管室のところで確認をしたいと思います。
2:17:56	あ、あわせて西規制庁ニシウチですけど、
2:18:00	確かにちょっとこっちからその環境条件とか、何かグルーピングできるんだったらグルーピングしようねって話はちょっとしてたんですけど、一方で、最初っから共通化をしようとする、実設計が何かわからなくなってしまうので、まずはしっかり
2:18:15	場所もないエリアないし環境条件とか、どの単位でもいいんですけど、とにかくまず実設計をしっかり説明する、その結果としてグルーピングできるんだったら寄せましょうね。
2:18:26	という流れをちょっと組みたいなと思ってます、ということでちょっとまず、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:18:31	今日の段階だとそもそも設置要件がちゃんとまだエリアごと場所、環境条件ごとに、まず確認しきれてないのでまずはそのエリアの環境条件の、
2:18:41	の設置要件をちゃんと確認していくっていう流れで確認をできればと思います。
2:18:46	第1回イワノに戻します。
2:18:50	はい。すいません。
2:18:53	続きましてですね、
2:18:58	すみませんシャワー室の方に移りたいと思います。
2:19:02	そうですね。沢井さんのところの感知器設計のところですけど、
2:19:11	これについて、特段こちらからはコメントがないの、コメントはありませんので、
2:19:19	関西電力と同じ共通認識がとれるのであればグレーハッチングにしたいんですけども、関西電力はいかがでしょうか。
2:19:27	関西電力赤田でございます。サービスについて特にコメントをこちらからのコメントは特にないのでこちらは共通認識ということで整理させていただきたいと思います。
2:19:38	はい。規制庁の今野SEありがとうございます。
2:19:40	それでは次に、ループ室の感知器設計のところに移っていただいて、
2:19:49	藤菅、ループ数の感知器設計のところでも、
2:19:56	すいません、同じく、当該エリア内の火災が感じる可能性が高い場所っていうふうにあるのは、これは
2:20:07	どこの箇所のことを指していて、感知、管理屈のところ、どのように関係するかっていうところを説明していただいてもよろしいでしょうか。
2:20:22	関西電力の布田です。今おっしゃっていただいた当該エリア内の火災を感じていく可能性が高い場所ですけども、これは原子炉格の湯。
2:20:33	起きる物質内のグレーチング面、
2:20:37	もしくは大部分が天井外縁上の大部分がグレーチングで占められている現状、このいずれかに該当する箇所を指した。
2:20:47	北井としてございます。
2:21:02	すいません規制庁のようです。グレーチング面とあともう1ヶ所どこって仰ってましたっけ。
2:21:11	関西電力長倉でございます。ですねグレーチング面が大部分を占める天井面、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:21:19	を指しているんですけども具体的に文字になっているところとしましては、設置方法の2段落目の上から、
2:21:30	4行目のところですね。
2:21:34	ここに記載したものとなっております。
2:21:58	すいません規制庁の今田です。
2:22:01	グレー。
2:22:02	これはすみません、ファンが停止しているときと、ファンが動いているとき両方この設置要件の説明で良いついていうことだと思っておりますけど。
2:22:13	ファンが停止している時についても、
2:22:16	この
2:22:18	下のところにある。
2:22:23	恐れグレーチングモスクワグレーディングが大部分で閉めるっていうところで見ようとされてるんですよ。
2:22:30	ね。
2:22:37	関西電力熊倉でございます。
2:22:40	あとですねパンが停止している。
2:22:43	時につきましても、グレーチング及び大部分がグレーチングを占める天井面につけている火災感知器というものに期待をした設計。
2:22:53	にしております。
2:23:06	すいません規制庁の矢田です。これ、今のところの説明で資料2とかで何か
2:23:13	どういう理屈かって、どういう空気の流れなりがあるのかっていうところの説明ってされてるページはありますでしょうか。
2:23:28	関西電力熊倉でございます。
2:23:30	ちょっと資料2のですね、
2:23:35	下のページ番号で50ページ、51ページの方確認をお願いします。
2:23:44	はい。規制庁の岩間です。お願いします。はい。資料、下のページ50ページですけども、第3-11-5図ということで、
2:23:54	今お話ししますのが原子炉格納容器ループ室のお話でございますけれども、そちらの中で、吸気ファンが運転している場合の、
2:24:07	火災による熱または煙というのがどのように、推移していくのかというのを、簡単なポンチ絵で示したものでございます。
2:24:16	グループ社内なんですけれども、蒸気発生器室給気ファン、あと、
2:24:23	蒸気発生器室、吸気ファン、
2:24:26	ハラの吸気っていうものと、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:24:31	RCS配管の貫通部から入ってくる、シンプル配管室からですね、流れてくる空気っていうのが、この室内に入っていて、
2:24:43	上のグレーチング面を通過して、Cvのオペフロ上部の方に廃棄されていくというような空気の流れになっておりますので、
2:24:54	計器ファンの方の吸気に寄って、この原子炉格納容器ループ数の中の空気というのが攪拌されることになって、徐々に均一化されていて、最終的には、
2:25:07	グレーチング面に設置する暗示によって、火災による熱煙というのを監視できるというふうに考えてございます。
2:25:16	一方下のページ 51 ページですけれども、第 3-11-5 図になります
2:25:29	が、原子炉格納容器ループ室の経営基盤が停止している場合の空気の流れ、
2:25:34	ていうのをこちらで模式図で表しているものでございます。
2:25:46	先ほども言いましたように旧基盤停止しておりますけれども、火災により発生する上昇気流というもので火災により発生した熱であったり煙というものは、
2:25:57	上方の方に上がっていくと、それと同時にですね、水平方向にも拡散していくものというふうに考えてございます。そのため一番、
2:26:07	左上の模式図ですけれども、こちらでサイショの発生火種が発生した場合ですけれどもこの緑の矢印に、
2:26:09	の順に、
2:26:20	火災により発生する年数や煙っていうのが、どんどんどんどん広がりながら上がっていくというのを考えておまして、それが
2:26:34	グレーチング面を通過する継続して通過するような状態になれば、当然感知器は動作するというふうに考えてございますし、これが時間の経過とともにですね、原子炉格納容器の上部に、
2:26:38	黙っていた暁には、最終的には、
2:26:54	同一火災区画内の隣接エリアに設置しています火災感知器によって、これについても監視できるものというふうに考えてございます。
2:27:08	はい。規制庁の山名です。ファン運転時については均一になるので、ルールを、ループ数のところのグレーチングに感知器があれば完治できるっていうところについては理解したんですけども、
	一方でそのファン停止時の方ですけど、ファン停止時についても

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



2:27:14	特にファンの気流がなくてもループ室の中で、煙が横に拡散していくってところで、ループ室に感知器が、位置関係は問わずにどこに、どこかにあれば、
2:27:27	大丈夫だというような説明になるとこの理屈はちょっとやはり理解できないんですね。そこについてもう少し具体的に、
2:27:37	説明していただけますでしょうか。
2:27:43	関西電力吉澤でございます。ファン停止時理屈というか設計について、グレーチング面、或いはグレーチング面が大部分を占める天井面、
2:27:57	ここに付ける感知器だけで、すべて感知できるというふうには考えておりませんで、ただ、
2:28:06	火災の発生場所によっては、当然感知できると、いうことを考えてます。それプラス、隣接エリアの感知器も兼用ということで、もれなく感知と、そういうふうを考えています。
2:28:23	廃棄制度のような要するに、
2:28:26	ループ室のところのグレーチングのところ感知するかもしくは感知できなかった場合は、
2:28:34	オペフロのところにある感知器、オペフロのところと同じ理屈でオペフロのところにある、9-2番とかっていうところの感知器に期待して、
2:28:44	もれなく感知するってということですかねなので、ループ室だけではできなくて、あくまでオペフロのところの感知器にも、期待しなきゃいけないと。
2:28:54	そういう理解でよろしいでしょうか。
2:28:58	はい。関西電力よさですその理解で問題ございません。
2:29:03	はい。規制庁の今田です。承知しましたそういうことであればここはオペフロのところの整理に引っ張られるっていうかね、オペフロのところの整理と一緒に整理されることになると思うので、
2:29:15	ここについてはオペフロのところの整理が終わった段階で一緒に処理をしたいと思います。
2:29:24	少々お待ちください。
2:29:31	はい、規制庁の今田磯渡しました。そしたらループ室のところに、
2:29:37	そうですねただちょっといっぺんその書きぶりのところはさっきと同じ設置要件のところの書きぶりのところなんですけども、
2:29:45	その加瀬大学間、そうですね。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:29:49	理屈のところのもれなく確実に感知するっていうところに合うような、ちょっと設置要件の書きぶりにちょっと見直していただきたいと思っています。
2:30:01	二つの場所の感知器についてに期待して、最終的に漏れなく確実に目指すというところについては理解はしました。
2:30:10	これについては以上にしたいと思います。
2:30:13	はい、少々お待ちください。
2:30:16	規制庁西内ですけど、今岩野が言ったのは僕も同意見で、結局、可能性が高い場所に関して設置するっていうのが一つの設置条件として立つと、
2:30:26	なんで漏れなく確実に家設計するって言うのに、可能性が高い場所に設置するのっていう、当然の級が出てくると思うんですよね。で、まだ今でも同じ問題だと思うんですけど、ここの、
2:30:38	ループ数の新設置要件に関しては、
2:30:41	何か、
2:30:42	結局来話を聞いてると、火災により発生した熱または煙が流れ込む先で感知しようと思えますっていうその流れを踏まえて感知しますっていうことを言いたいだけな気がして、
2:30:55	今その校舎の設置要件で、そういう趣旨を隣接エリアに限って書いてますけど、
2:31:01	結局同一火災同一エリアが、隣接エリアからどっちでもいいんですけど、とにかく流れを踏まえて感じますっていうことだけを言いたいのかなっていう気もしたんですけど。
2:31:11	ちょっとそれは認識が違いますか。
2:31:23	関西電力熊倉でございます。設置要件としましては、流れを踏まえて、その行き先で感知すると、そういうところで、先ほど西さんがおっしゃっていただいたところと同じ考えというふうに考えております。
2:32:59	すいません渡瀬します規制庁ニシウチです。
2:33:03	江藤田井趣旨は何となく理解ができたのでちょっとまずは言語化をお願いしたいところで、衛藤。うん。ちょっとまず、
2:33:11	さっきから何か可能性が高いっていうところでなんで引っかかっているのかっていうところだけちゃんと言っておきたいんですけど、要は、
2:33:18	理屈がもれなく確実にっていう話で、じゃその漏れなく確実に他の感知するっていうのを、何をすることによって達成しようとしてるんだっていうのが多分設置条件に来るべき話なんですよ。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:33:30	で、そこに、可能性が高い場所に置くことでそれを達成しようと思っているって言われても、繋がりませんよねっていう当然のトイレが来るものなので、今まさに桐生の流れを踏まえてとか、その流れ込む先とか、あとは拡散した先とか、
2:33:44	そういうような、
2:33:46	そういうことを考慮して設置することによって達成しようと思っているんだってそういうことをまず表現いただくことが設置要件なのか、場所なのかなど思っています。
2:33:54	そういうふうにとちょっと考えているので、その考えのもとでちょっと今後の確認を多分進めさせていただくことになると思うので、ちょっとその認識は持っていただければなどは思っているところです。
2:34:05	衛藤。
2:34:06	私からは本、これ、この分は以上ですけど何かあればお願いします。
2:34:14	はい。関西電力遊佐でございます。ちょっとエリア内に設置する場所を書きすぎてるという部分ありますんで、エリア内に設置して、その感知器で感知できないものは、
2:34:28	隣接エリアの感知器Eに期待すると、というような趣旨がわかるように、記載を見直したいと思います。
2:34:45	はい、規制庁のようなです。すいません所長すごい方が、
2:34:51	二宮さん何かあります。
2:34:54	ちょっと事業本部に対してなんですけれども漏れなく確実になので、そのエリア内の感知器っていうのではもう漏れなく確率ってのができないのでさっき笹森エリア内のやつも書いた上でっていうふうに、
2:35:08	おっしゃってましたけど、それはいらないんじゃないすかね。
2:35:12	これ事業本部に対してですね、結局、
2:35:17	IAEA関西電力ヨシダでございます。そういう意味でいくとエリア内とか隣接エリアとかそういう議論はなくなるんで、
2:35:27	同一火災区画内の火災感知器で感知ですと、設計、空気の流れを考慮して、そういった記載になるかなと思います。
2:35:43	はい、溝辺です。規制庁、ご認識は、
2:35:47	合ってますかね。
2:35:50	はい、規制庁の岩野谷津所長松木。確認しますので少々お待ちください。
2:35:54	はいすいません。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:07:09	すいません規制庁の今野です。大変お待たせしました。すいません。ちょっとこちらで考えているのはさっきちょっと二宮さんの方からですね、
3:07:22	理屈を満たす上でその最低限のものだけ提示すればいいんじゃないかっていうそういう趣旨の発言だったように、理解をしています。で、
3:07:34	理屈を満たす上で必要なものっていうのは、当然感知器設計として入っていなければいけないんですけども、その上で、
3:07:45	必ずしも我々規制庁としてはですね最低限の感知器、最低限の水準を満たすようなその設置をして、
3:07:57	欲しいと思っているわけではありません。その上で、さっき吉澤さんの方から説明があったような、
3:08:06	使えるものは全部使って感じるんですけどっていうそういう説明であれば、それについては承知をいたしました。その上でちょっとその感知器の設置要件というところを赤字で今書いてもらってるところ。
3:08:19	なんですけどちょっとこれが
3:08:22	こちらからちょっとこの指定をして書いてもらっていたところでちょっと大変恐縮なんですけどちょっとこれが、この設置要件っていうところを、
3:08:32	ちょっとこちらが求めてしまったがためにその最低限の感知器設計に、に、の設をしようとしているような流れになってしまっているのかなとちょっと思ってます。
3:08:46	この感知器の設置要件というところについては今まで説明していただいたことは
3:08:51	理解はし、できましたので、ちょっとこの感知器の設置要件というところは、
3:09:00	その最低限というところにとらわれないように、ちょっとこの感知器の設置要件というところはちょっと外していただきたいと。すいません。
3:09:09	考えを変更しております。すいませんがちょっと長くなってしまったんですけど、関西電力の方
3:09:17	ご不明な点等あればお願いします。
3:09:25	関西営業部東京支社二宮です。ありがとうございます我々としても、最低限しか設置しないということではなくって、
3:09:34	感知できる場所では感知して、最終的には気流の流れに寄ってがん、流れに沿って流れた先の方にある感知器で設置すると。
3:09:45	いうところだと考えてますのでご認識は一緒だと思います。
3:09:49	はい。以上です。事業部の方から何かあればよろしくお願いします。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:09:56	結局、関西の原子力事業本部熊倉でございます。今換地設計のところで設置要件と記載させていただいてる、家設置要件という文言自体を削除した上で、
3:10:10	記載の方を必要があれば見直すと。
3:10:13	ちょっと検討させていただきたいと思います。
3:10:23	はい、すいません規制庁の今野ですありがとうございます。
3:10:26	その上でですけど、設置法、換地設計のところはですね、必要だと感じ、考えている関西電力として、必要だと考えている感知器。
3:10:39	の設置場所とか設置方法ですね、そういったものはすべて記載するように、
3:10:45	していただけますと幸いです。
3:10:56	一貫性の黒カワムラです。
3:10:58	必要などころというのは記載残すってことで、今の記載。
3:11:05	が、設計としては、必要だと思っておりますので、記載は残す形になるというふうに考えております。
3:11:17	はい。規制庁の今野です。それでは必要な感じ。必要だと考えている感知器についてはもれなく、感知器設計のところに記載するようにお願いします。
3:11:27	あと、すいませんちょっと長くなったんですけども、今のところが、
3:11:32	ループ室のところの話ですね。はい。
3:11:36	すいません。
3:11:40	あ、すいません一つお待ちください。
3:15:52	はい、規制庁の今野です。すいませんお待たせしました。
3:15:56	トーループ室の感知器設計のところで、これはちょっと書き方だけなんですけども、先ほどの吉澤様、吉澤さんからちょっと説明があったところで
3:16:09	ファンの運転時と、あとファンの停止時で、それぞれ、
3:16:16	期待してる感知器が違ったと思うんですよね。その書き分けっていうところが、今のこの
3:16:22	書き方だと、表現し切れていないところがあるので、そこをちょっと修正をしていただきたいと思います。あと具体的に言うと、運転中に対ファンの運転中については、
3:16:35	ループ室内にあるグレーチングの感知器を、グレーチングとあと天井面にスクリングがあるところの天井部についてのカツキに期待します。で、
3:16:47	ファンの停止中についてはグレーチング、もしくは

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:16:52	オペフロの床ろうにたまった後、9 はい。9-2 の感知器について期待しますっていうそういうふうな説明だったと思ってますので、そのの、
3:17:02	使い分けっていうんですかね書き分けがわかるようにちょっと書きぶりのところを修正を、
3:17:07	していただきたいと思います。関西電力の方よろしいでしょうか。
3:17:18	はい。関西電力吉澤でございます。ファンの運転中停止中で、書き分けがきちっとできてないので、そこが明確になるように記載したいと思います。
3:17:33	はいすいません規制庁の岩間です。ありがとうございますそれではよろしくをお願いします。
3:17:38	藤ループ室についてはすいませんたな大変長くなって恐縮なんですけれども、以上にしたいと思います。
3:17:45	その下のカツキ室のところをお願いします。
3:17:49	加圧器室についても、すいませんが設置要件のところは削除していただいた。
3:17:58	カツキ室については少々お待ちください。
3:21:23	すいません規制庁の今野です。お待たせしました。
3:21:27	えっとですね、ループ室のところじゃなかった、加圧器室のところなんですけど、この加圧器室についても、先ほどの確認者ループ室と同じ。
3:21:39	陸、同じような、
3:21:42	間感知の方法をとろうとしている、
3:21:47	ファンが止まっているときに、ファンが動いてる時についてはエリア内のグレーチングの感知器で感知してファンが止まってる時についてはエリア内のグレーチングの感知器もしくは、
3:21:58	オペフロのところにある感知器で期待するオペフロのところにある感知器で期待するっていう同じ
3:22:05	理屈なり説明をしようとしているのであれば先ほどと同じような、
3:22:09	書きぶりの修正をお願いします。
3:22:12	すいません。関西電力におかれてはちょっとその先に聞けばよかったんですけど、同じ理屈で説明しようとしてるのかそれとも違う理屈で説明しようとしてるのかというところをちょっと先に回答をお願いしてもよろしいでしょうか。
3:22:25	関西電力熊倉でございます。理屈につきましては、先ほどのループ数を同じ理屈で考えてございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:22:36	はい。規制庁の今田です。ファンの停止時とか運転時とかの監視の考え方ってのが同じであれば、ここもループ室と同じように、修正をお願いします。
3:22:48	はい。関西電力におかれたらよろしいでしょうか。
3:22:51	監査委員の熊倉でございます。
3:22:53	ループ室と同じように、運転時と停止時、これが明確にわかるような記載に修正させていただきたいと思います。
3:23:08	はい。
3:23:11	はいすいません規制庁の岩根ですお待たせしました最後。それでは次、1個資産のシンプル配管室の、
3:23:18	理屈のところを、換地設計のところに行きたいと思います。シムムラ配管室のカツキ設計のところですけども、
3:23:30	同じように要件のところは消していただいた上で、
3:23:35	少々お待ちください。
3:29:05	あ、すいません規制庁のようなやつをまたしました。
3:29:07	このシンプル配管室のところですけども、まず、
3:29:12	冷却ファン停止時に、どのカツキに間期待するかっていうところについて、
3:29:18	こちらの認識なんですけど、
3:29:21	停止中のてすいません訂正中の
3:29:27	停止中については、まず、
3:29:34	ですね、停止中については、
3:29:40	まず、傾斜度と建屋のところが発生した火災については、入口のところで2、期待してますと、期待しますと。
3:29:49	一方で、下部のところが発生した火災については、
3:29:54	熱感知器については下部のところの感知器で感知をします。
3:30:01	d+d原子炉格納圧力容器の下のところが発生した火災については、流れていった先のループ室で、
3:30:09	期待すると。
3:30:11	そういうふうに、今このまた書き以降の書きぶりだと。
3:30:18	入口部分の菅月井だけしか書かれていないように見えて、これは多分傾斜炉とか、建屋のところだけの説明が残っているように、
3:30:32	見えるので、入口とかカブとか全部含めた説明にするのであれば、ちょっと足りないところがあるのかなと思っているんですけど。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:30:42	すいません。ちょっと長くなったんですけど関西電力の方は、認識はいかがでしょうか。
3:31:24	関西電力吉田でございます。ファンの停止中に原子炉の真下で、火災が発生した時の煙、
3:31:35	については、おっしゃるように、原子炉の壁との隙間部分を取って、ループ室、
3:31:44	に行く部分もあると思うんですけども、エリア内でも煙が充満していて、入口の感知器で感知できると。
3:31:55	いうふうに考えてまして、今は入口の煙だけを記載しているという状況です。
3:34:54	はい、すいません。お待たせしました規制庁の岩野です。ちょっと先ほどのところで、やはりよくわからなかったのが、原子炉容器の下のところに、火災が、
3:35:06	発生した場合でも、
3:35:09	シャローの方に煙がどんどん流れて、
3:35:13	行くっていうところが、
3:35:16	それが確実にそういうことが起こるのが、要は漏れなく確実に感知するっていうことを達成する上で、必ずそうなるの。
3:35:26	かっていうところにちょっと疑問を感じてるんですけども。
3:35:30	そこについて漏れなく確実にっていうところろくに繋がる説明を、
3:35:35	関西電力の方は、からちょっとしていただけますと幸いです。
3:35:50	はい。関西電力吉澤でございます。ちょっとこちらで想定していた火災が煙がかなり発生して、エリア内、シンムラ板厚の中、
3:36:05	充満するような状態を意図して、記載してたんですけども、煙の発生量によっては、原子炉の好き場から上に上がる分しか、
3:36:18	出てこないという課題もあろうかと思えますんで、そう考えると、両方でもって、確実にという方が、より、
3:36:29	適切かなというふうに思っ。
3:36:31	ます。
3:36:34	はい。規制庁の楊です。ありがとうございます。すいませんそれではその点について追記をお願いします。
3:36:41	ちょっとあわせてなんですけど、ちょっとこれは宮さんの観点もあるんですけども、
3:36:46	ファンの停止時と、運転時の話と、あと、熱感知器の話と煙感知器の話っていうので、ちょっと4パターン場合分けがあっ。てですね。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



3:36:57	ファンの停止と運転時について分けて書かれてるんですけど熱感知器と煙感知器、どっちがどっちのカツキがどこの感知器に期待してるのかっていうところはちょっと宮醜い記載になってるので、その
3:37:12	4パターンですね、運転中と停止中、それから、煙感知器等が熱カンザキなのかというところをちょっとすいませんが分けて書いてい。
3:37:22	わかりやすく書いていただけますと幸いです。
3:37:25	と関西電力におかれてはよろしいでしょうか。
3:37:31	関西電力若井でございます。整理表の記載についてですけれども、熱感知方式と煙感知方式に分けて、まず一つ分けて、その中で、
3:37:42	運転中と停止中分けると、そのような形で換地設計のところを記載を改めさせていただきたいと思います。
3:37:54	はい規制庁の岩野です。それではよろしく申し上げます。
3:39:16	はい、すいません規制庁の米津お待たせしました、それでは、
3:39:21	シムラ配管室のところは、以上にしたいと思います。
3:39:28	それではですね次なんですけど、1個下のところのピットエリアの関係のところを、ちょっと確認をしたいと思います。
3:39:37	えっと、
3:39:38	ここについてなんですけどちょっと、
3:39:40	今同じ資料の中で、整理をいただいている、していただいているんですけども、
3:39:51	このピットエリアについては環境条件とか保安水準とかっていう話ではなくって、
3:39:59	その保安水準なりを適用する手前のところで落とすってところについては前回関西電力と泡規制庁側で共通認識が取れていたと思います。その上で、
3:40:15	そうするとですねちょっと今表と、
3:40:19	上の環境条件のところと同じような表になってしまっている。
3:40:25	同じようん同じような表になってしまっているのも、その環境条件とかさういったところではなくって、
3:40:35	環境条件とか、あと、
3:40:37	適切でない説明とかっていうところに項目を分けずにですね、
3:40:43	一つの文章として、
3:40:46	設置しなくてよい理由であったり、設置しなくてよい理由であったりっていうところ1 すいませんが

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:40:55	上の表の形式によらずにとかとられずに、一つひとまとめでちょっと文章として、他と区別するっていう意味で、1まとめの文章として、
3:41:08	説明をしていただきたいと、これは表の体裁の話になります。
3:41:14	で、その上でですねちょっと幾つか確認をしたいんですけどちょっと認識が合ってるかどうか確認をしたいんですけども。
3:41:22	ですね、すいませんが
3:41:26	ちょっと便宜上、適切列の説明をするために適切でない説明の列というふうに示しますけども、その列のところで、
3:41:37	設計基準対象施設が火災により安全性を損なわれない環境条件であることから、感知器の設置を必要としないっていうふう書いてあって、さっき環境条件ではないですよっていうところは、
3:41:49	さっき確認をした通りなんですけど、
3:41:52	一番最初のところの設計基準対象施設があつてあるんですけどこれは、
3:42:00	当該火災区画内区画外問わず、DBとSA両方の安全性なり、機能なりが必要な機能なりが損なわれないっていうこと。
3:42:12	が、ここに書かれるべき内容かなと思ってるんですけども。
3:42:17	関西電力の方はいかがでしょうか。
3:42:23	はい。関西電力よさでございます。ここDB設備書き限った記載になっておりますけども、PSA情報の機能安全の機能が、
3:42:36	損なわれないと、いうことが必要と認識してます。
3:42:40	はい。規制庁の今野です。そういうことであれば、
3:42:45	修正の方をよろしく願います。次に、火災感知器を設置しない理由っていうところの、
3:42:55	ところの書きぶりのところなんですけども、
3:43:00	まずですね、
3:43:03	ちょっとお待ちください。
3:43:21	すいません規制庁のようなです。三つ目のポツのところの、
3:43:28	ところで、これは隣接火災区画への影響が、
3:43:32	影響を及ぼすことがないっていうことを、説明されようと。
3:43:36	しているんですけども、ここについては、
3:43:42	今、理由として挙げられているのは金属製のピット及びコンクリート駅で囲まれているっていうことをもって、
3:43:52	説明がなされているんですけども、そう。それだとですね、結局、中で火災が発生すること、リスクを一様に考えるので、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:44:03	中出ハス火災が発生したところとことを考えて、火災が発生して金属ピットでだから大丈夫だっていうところだと、
3:44:12	結局その金属製のピットだったりコンクリート兵器がどれぐらい耐えられるのかっていうところに話がおよんでしまうように思っていてそれだけだとちょっと不十分だと考えていますと。
3:44:29	その上でですけれども、ちょっとこちらとしてはこういうことなのかなと考えているところはですね、この今回の当該場所、この該当する場所っていうのは、
3:44:41	大体部分が、
3:44:43	大半の部分がですね、水で満たされている水面になっているような状態で、
3:44:49	そういうふうな水面になっている状態っていうのは、その水の上では、
3:44:56	熱が水蒸気になって吸収されますので、
3:44:59	熱エネルギーが発散されやすい環境であると、火災の
3:45:07	3要素っていいですかね。
3:45:09	その中の一つで、化学反応を継続させる上では、熱エネルギーが継続して必要だと、そういうことを考えると、すいませんちょっと説明が逆になったんですけど。
3:45:20	熱エネルギーが継続して必要だっていう状況を考えると、水面のような状態は熱が水蒸気になって、熱が発生しても水蒸気になったりして発生してしまうので、
3:45:31	熱が継続して発生しにくいような状態なので、
3:45:38	火災の、火災が発生しても燃え続けないっていうそういうような状態が達成されるので、
3:45:46	あの中で火災が発生したとしても隣接火災区画に影響が及ぼすようなそういうようなことが起きないっていうそういうことを説明することになるのかなと思っているんですけども。
3:46:00	今の点について関西電力の方はどのように考えてるかっていうところ、説明していただいてもよろしいでしょうか。
3:46:08	回答、すいません発言をお願いします。
3:46:26	関西電力吉田でございます。このピットエリアは、もうエリア自体がD面ピットD、床といったようなものはないと、いうことで、水面
3:46:40	間だけを意識して、
3:46:44	考慮して、換気設計を考えればいいというふうはこちら思っまして、その時に、水面での火災を想定する。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:46:55	必要があるかないかというところで、
3:46:59	今の記載は水面での火災、水、水面上での火災、これは考慮していない記載としています。
3:47:08	そこについても一応なリスクというところで考慮すべきということでありましたら、今、今、説明ありましたような、
3:47:19	記載が妥当かなというふうに考えます。
3:49:08	すいません規制庁のようなです。水面で火災が発生しないっていうところは、我々、そうですね。なんですかね。そもそもこのピットの話をしたときには、
3:49:22	火災のリスクは必要なので、
3:49:25	一応のリスクがあるので、水面では破碎が、火災が発生し得るっていう考えのもと、
3:49:32	使用済み燃料ピットエリアの水面なりも、見なきゃいけないとそういうことを確認していたと思っているんですけど、
3:49:43	関西電力におかれては、そもそもその部分からまず違いますでしょ。
3:49:48	なんかその部分の認識からそこがあったっていうことかかっていうところちょっとまずそこを確認したいんですけども。
3:50:13	はい。関西電力吉澤でございます。水面上で、火災が発生
3:50:22	しないというそういう考えはあったんですけども、万一火災が発生したとしても、ピット。
3:50:34	の中は水が日英下されてまして、配管も水中というところで、
3:50:43	それらが火災の影響を受けることはない、という今、そういった記載にしていますけども、
3:50:50	これ、
3:50:52	について、
3:50:54	リスクを一様にいうところで、
3:51:01	水面長の葛西っていう、
3:51:04	ところまで想定していうところは、ちょっと考慮しておりませんでした。
3:52:12	あ、すみません、規制庁の今野です。
3:52:14	すいません。ちょっとミュートマイクが切れてましたのもう一度、発言しますが、
3:52:22	ここでちょっと別のエリアの話になって恐縮なんですけれども、水面で火災が発生しないとなると、使用済み燃料ピットエリアとか
3:52:33	の水面っていうのも同じように、監視しなくても良いっていうそういうようなふうな理屈になると思うんですね。ただ、一方我々の

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:52:43	理解だと、使用済み燃料ピットの水面なりはこの感知器なり、煙感知器なりで、監視するっていう感じ対象になっていたとされていて、
3:52:55	関西電力においては今現在の設計として、水面を
3:53:00	見るようなセキにしてるのかしてないのかっていうところをちょっとまず確認させていただいてもよろしいでしょうか。
3:53:08	関西電力吉田でございますSAピットについては水面も監視できるように設計してます。
3:53:19	はい規制庁ー4ですそれは、
3:53:22	燃取り汚水ピットとか復水ピットとは何か別の整理をされたってことなんでしょうか。
3:53:40	はい。関西電力遊佐でございます。SFピットはピットの周辺は床面になっていて、仮置可燃物というか、そういった可燃物を、
3:53:55	奥スペースもあるというところで、そういう可燃物が水中に落ちたとしてそれが燃えるというところも考えられるんで、
3:54:08	そういった水源も含めて、監視というそういう整理になるのかなと、こちらとしては考えてました。
3:54:19	燃取ピット復水ピットは、そういった可燃物を受けるような床自体がないというところで、ちょっと違うのかなと。
3:54:29	いうところで、理解してました。
3:57:57	はい。すいません規制庁の米津表しました。
3:58:01	こちらの認識としてはですね、
3:58:07	あくまで火災のリスクを一応にとらえた上で、水面でも火災が発生されるという、
3:58:18	考えで、SFPの水面なりを監視すると。
3:58:23	していたとされていて、ただ
3:58:26	今回の燃取ピットなり復水ピットなりについては、仮にその水面で火災が起きたとしても、それが
3:58:35	団らん感知器を設置したりっていう措置をとらなくても、隣接するエリアなりに、火災の影響を及ぼさないだとか、DB設備なり性、隣接する、
3:58:48	火災区画内以外のDB設備衛生設備に対して、何ら影響を与えないっていうところから、
3:58:57	火災感知を設置しなくても良いとそういうふうな設計をしていたと。そういうふうな理解をしていました。
3:59:04	そう。そうするとちょっと関西電力とはここについてはちょっと認識っていうんですかねこの火災が発生するかしないかとか、リスクを一応とらえ

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	るかとはえなにかっていうところではちょっと認識の相違があると思ってよろしいってということになるのでしょうか。
3:59:27	関西電力吉田でございます。今回感知器のバックフィット動が要求された主としては、床があれば、可燃物が置かれて、火災の発生はリスクがあると。
3:59:40	いうところが、もともとだったの。
3:59:44	と、こちらは思ってます。ただ、その水面をどういうふうに考えるかというのは、当初の議論ではなかったの、
3:59:55	そこも含めて、火災の発生リスクを一応に、皆とらえて、
4:00:03	感知器設計について、考慮する必要があるというそういったことで今、認識しましたんで、そこはちょっと考えを改めて、
4:00:14	どのような認識のもと、記載を、
4:00:19	していきたいと思えます。
4:00:25	はい。規制庁の岩野SEありがとうございます。それでは今、認識が埋まったと思いますギャップがあったと思いますので、そちらについては
4:00:35	その部分で隣接火災、水面で火災が起きた場合の隣接火災区画への隣接する火災区画への影響というところはちょっと検討していただいた上で、
4:00:45	ここの記載の修正をお願いします。
4:00:57	はい。関西電力吉田です。承知しました。
4:01:56	はい。規制庁の今野です。す。はい、ありがとうございます。一応、念のため、こういうことなのかなっていうところを、何を、ちょっと書きぶりのところを、
4:02:08	こちらは想像していますがですね、ス三つ目のポツのところ、
4:02:13	当該エリアを含むかつ同一火災区画と隣接火災区画の境界は、
4:02:17	金属製のピットコンクリート比木で囲まれていることっていうのと、あとこれに加えて及び、
4:02:27	ピットは水で満たされていることっていうこの二つがあつてさっきちょっと私の方からこういうことなんですかねって聞かせていただいたような理屈のところ、
4:02:38	結びつくのかなと思っていますので、この囲まれており、囲まれていること及び、真水で、ピット水で水満たされていることっていうこの二つが、
4:02:49	ここに書かれるべきものなのかなと、想像をしています。関西電力の方で書きぶりについてはちょっと検討いただいた上で、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

4:02:59	次回資料を修正する、提出する際に修正をお願いします。これについてはこちらからは以上になります。関西電力からピットについて、何かあればお願いします。
4:03:12	関西電力熊倉でございます。
4:03:15	燃料取替用水ピットエリア不成立エリア、こちらの整理表上の記載をまず、修正させていただいて、提出させていただきたいと思います。
4:03:30	はい。規制庁の今野です。それではそのようにお願いします。
4:03:35	すいませんで、一番最後にちょっと最後に残しておいた項目なんですけど、オペフロのところの換気設計のところをすいません、郡をお願いします。
4:03:45	と、これ、この部分で
4:03:59	すいません規制庁の今野です。ちょっとそうですね。時間が今 8 時になってしまったこともあって、ちょっと 1 度 5 分ぐらい休憩をした方が、
4:04:11	いいのではないかなと思ってんですけども、関西電力の方もよろしければ 5 分休憩ということではいかがでしょうか。
4:04:22	関西電力熊倉でございます。拝承いたしました。
4:04:27	はいすいません規制庁の今野です。すいませんそれでは
4:04:31	8 時 5 分にまた再開したいと思います。
4:04:36	よろしくをお願いします。
4:04:42	はい。規制庁の今野です。それではヒアリングを再開します。
4:04:45	衛藤。
4:04:47	最後にですね、オペフローの感知器設計のところを確認したいんですけども、
4:04:54	まず感知器設計のところは前回、こちらの方からですね、
4:04:59	コンクリートのオペフロのところに、
4:05:05	熱がたまった際に、コンクリートが持つのかどうなのかっていうところをちょっと確認させていただいてたんですけども。
4:05:13	今回、
4:05:16	説明資料 1 の方で回答があるんですけども、この点について関西電力からまず簡単に説明していただいてもよろしいでしょうか。
4:05:33	関西カクマクラでございます。
4:05:37	今まだコンクリートのお話ということで、前回コメントいただいたところについて、この資料 1、下のページで、
4:05:48	2 ページ目ですけれども、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

4:05:51	コンクリートが、どのような体制を持っているのかってということで記載させていただきます。原子炉格納容器のコンクリートですけれども、
4:06:01	胴部においては 1300 ミリ、
4:06:04	同ドーム部、Cvのトップのところですが、こちらについては 1100 ミリ、
4:06:10	でございます。
4:06:12	そのため、ここ、告示、
4:06:14	ということで、一つ文書を書いてございますけれども、それに基づくコンクリート壁における屋内火災保有耐火時間というものです。
4:06:24	がある、あるんですけれども、それ—
4:06:28	その耐火時間 180 分はいわゆる 3 時間耐火ですけれどもそれに必要な壁厚っていうのが 123 名であって、それに比べて 1300mm というのが、
4:06:39	失礼しました 1100 ミリというのが大きい。
4:06:42	ここから十分な、
4:06:44	耐火能力を持った壁厚であるというふうに考えてございます。
4:06:50	このような壁厚をもって、
4:06:53	いることから、火災によりこのコンクリートが、
4:06:58	火災による影響というのが、受けがたくてですね、コンクリートとして、形を残すだろうというふうに考えておりますので、最終的には放射性、
4:07:09	物質の閉じ込め機能というのは、確保できるというふうに考えてございます。
4:07:19	すいません規制庁の今野です。
4:08:46	すいません規制庁のようなやつ、お待たせしました。
4:08:49	ここで今説明されたのは、
4:08:54	何か 3 時間耐火能力食うがある壁の厚み、壁厚に対して十分壁が、
4:09:00	の厚みがあるので大丈夫ですっていう、それ、そういう説明になって、されていると理解をお聞きしたと理解していて、
4:09:11	それは何か前回、こちらから確認した。
4:09:15	温度が、熱が溜まった時に上のところのコンクリートの温度が 65 度以上に、
4:09:24	なると劣化するんじゃないんですかっていうその劣化するしないみたいなところのダイレクトな回答にはなっていないと思っています。
4:09:33	その上でちょっと我々関係すると思っているところはですね、
4:09:39	衛藤工認、大井の後任の生体遮への

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



4:09:45	添付資料の 91。すいません、添付資料の、
4:09:49	34 番ですかね。生体遮へい装置の放射線の
4:09:55	遮へい及び、
4:09:58	熱除去についての計算書っていうことも、
4:10:02	関係資料をちょっと見ながらを確認したいんですけど、この各この資料 の中で、コンクリートの、
4:10:10	に関する知見が書いてあるのでちょっとこれを確認したいんですけど、 すいませんちょっとお手元に、この大井の後任の生体遮へい装置の説 明書っていうのをちょっと準備していただきたいんですけど。
4:10:24	関西電力の準備できますでしょうか。
4:10:35	関西電力原子力事業本部クマクラです。当該の資料をですね用意した いと思いますので、少々お待ちください。あと資料番号をですね、もう一 度教えていただいてもよろしいでしょうか。
4:10:47	はい。規制庁の岩野です。資料番号は資料の 34 番です。
4:10:53	資料資料の 34 ということで、後大井の後任の添付資料の 34 番、
4:11:04	そうしましたら当初お待ちください。
4:11:06	はい。規制庁の楊ですよろしく申し上げます。
4:11:18	関西電力原子力事業本部です。資料の方準備ができましたのでよろし くお願いいたします。
4:11:25	はいすいません規制庁の岩野です。ありがとうございます。すいません 資料のページ番号をちょっとお伝えし忘れていたんですけど、資料のペ ージ番号は 40、
4:11:34	4、すいません。
4:11:45	すいません、確かちょっと 44 ページだったと思うんですけども、
4:11:51	あ、すみません 44 ページのところの 4-2、熱状況の評価というところを お願いします。
4:12:11	すいません規制庁の今田です。準備ができましたらお声掛けいただけ ますと幸いです。
4:12:34	慣性力原子力事業本部です。当該のページの用意ができましたので、 よろしく申し上げます。
4:12:42	はい。伊勢。はい。規制庁の今野です。このページのところで、(1)の評 価の概要というところの中に、
4:12:53	ここではその $\gamma$ 線の
4:12:56	発熱量に対して、生体遮へい、背コンクリートの温度が上昇して、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

4:13:04	どの温度以下であれば十分な密度があるので、生体遮へい能力が達成されますっていうことが書いてあってその温度っていうのは 170 度以下であれば、その世代再編能力が達成されます。
4:13:16	達成されるので、その日以下 170 以下になることを評価するっていうことが書かれていると理解をしています。その上で、何か今回説明されていた内容、
4:13:28	っていうのは、何かここで、すでに
4:13:32	富密度は我々、コンクリートの強度と同じ意味だと思っているんですけど、この 170 度とかっていうところの基準の話とは、
4:13:42	もうこの工認でされているこの 170 度っていうところの基準の話とはまた別の理屈で何か説明されようとして、我々としてはここで説明を、
4:13:53	されるのかなと想像していたんですけど、ちょっとまた別の説明が来たというところもあって、何かこの、生体遮へいの説明書とは、何か違う新しい設備は何かされようとしてるのか、っていうところすいませんちょっと回答をお願いします。
4:14:41	関西電力原子力事業本部クマクラでございます。
4:14:44	岩野様の方から、
4:14:48	話を示していただいた資料なんですけれども、こちらの方認識あんまりしておりませんで、その内容について、しっかり確認した上で、
4:15:01	再度回答させていただきたいというふうに考えます。
4:15:08	はい。規制庁の今野承知しました。そういうことであれば他のところの資料を修正、
4:15:14	する際に、こちらについても併せて、
4:15:19	この理屈を使うのかどうなのかっていうところも含めて検討されて、その資料の資料の方で、回答の方をお願いします。
4:15:31	規制庁鈴木です。ちょっと補足しておきますと、の資料っていうのは、
4:15:37	生体遮へいが生体遮へいとして機能を維持するために、
4:15:43	定める、
4:15:47	限界温度、
4:15:49	ということだと認識してまして、
4:15:53	それはどう、どういう意味かっていうと、コンクリートを打設した後、コンクリートの、
4:16:02	規格上、達成されるべき強度。
4:16:06	っていうのが

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

4:16:08	ちょっとコンクリートの種類にもよるとは思いますけど、数週間とか、下手すと1年とか、
4:16:13	後に、強度が、
4:16:16	たせされると。
4:16:18	その時において、
4:16:20	持っているコンクリートの密度を、これによって、
4:16:25	放射線の遮へいの能力ってのが決定されてますので、
4:16:30	そのコンクリートの密度を維持する。
4:16:35	イコール、
4:16:37	コンクリートの強度があるということになると思っています。
4:16:42	で、この話ってさっき言ったように、
4:16:47	限界の温度だと思っているので、
4:16:53	それを1回経験した。
4:16:56	後に、
4:16:57	大丈夫なのかどうかという話はまた別問題だと思ってまして。
4:17:03	一方で、通常運転中の格納容器の中の、
4:17:09	雰囲気温度の管理自体がこれ運転制限として、
4:17:13	定めていると思いますけれども、そちらは十分な安全裕度を持った上で、
4:17:20	一切そういった、コンクリートの密度に影響しないような温度範囲の、
4:17:27	として、設計用の
4:17:30	その許容値、
4:17:32	年定款、通常運転中に考えているものもまた別にあると認識していますので、
4:17:40	この火災について、どういったものを守っていれば、
4:17:47	閉じ込め機能っていうところを達成しつつ、
4:17:51	プラントがどう、今後どういうふうに運転されるかっていうところを含めた上で、
4:17:57	どこまでいいという議論があるとは思いますがその辺まで含めて、
4:18:04	回答が来るのかなというふうに考えているところです。私からは以上です。
4:18:23	関西電力吉澤でございます。このCv能コンクリー強度の件は、これ運転中でファン起動中の場合は、格納容器内で空気が攪拌されて、
4:18:41	保安水準を適用する。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

4:18:44	場所でも感知器で感知できるというふうにこちら認識してまして、坂野停止中の火災に対してっていう。
4:18:55	理解でいいんですけど。
4:19:02	規制庁鈴木です求めたのをファン停止。
4:19:06	その時に上にだんだんだんだん熱が溜まっていて、
4:19:10	9-2 のエリアまで、
4:19:14	煙がおりてきた時にそこで煙を感知する
4:19:18	ゲームリーの御
4:19:20	煙が乗っていく気流の温度が下がってしまったら、
4:19:23	Win溜まっているっていう状況にはならない。
4:19:26	と思うという話は前回、イワノがしたとっていて、
4:19:32	要するに、煙、ケーブルが乗っていく気流の温度が、
4:19:37	上に上昇し、煙が上昇していく過程で、オチなくて上に、
4:19:43	煙が溜まっていく状態においても、どんどん溜まっていくこれな、何万立米あるか知りませんが、No立米固まってだんだんだんだん煙の、
4:19:53	現地濃度を、
4:19:55	もう黙ってる下限のボリュームのところは下の 9-2 のところまで降りてきたときに、
4:20:02	拾うんだっていうふうに、
4:20:04	説明されていたとっていたので、当然、上に煙がたまっている限りは、
4:20:10	その空気は、
4:20:12	下の、
4:20:14	空気よりか、温度が高い状態でたまるわけですね。
4:20:19	ですからそういう状態において、コンクリートの
4:20:23	温度っていうところが問題になるような状況にはなりませんかっていう話を、
4:20:29	お聞きしたつもりでいました。
4:20:32	ご理解いただけましたでしょうか。
4:20:39	はい。関西電力吉田でございます。
4:20:42	真野ファンの提出の気流の流れを考慮してというところで、こちらでも理解しました。
4:21:01	規制庁の今野です。少々お待ちください。
4:23:44	すいません規制庁のようなです表しました。
4:23:47	江藤。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

4:23:48	オペフロのところの江藤菅地区設計のところ、コンクリートのところについては
4:23:54	先ほど説明していただいてそれでそれについては資料の方お願いします。
4:24:01	で、もう一つはですね、感知器設計として、
4:24:08	そうですね。ループ数のところでは、
4:24:15	最低限の
4:24:18	貫通釜各自漏れが確実に完治するっていうところの、その最低限の感知器設計ではなくって、
4:24:28	だけではなくって、当関西電力として、最低限のものに加えて、
4:24:38	菅加瀬、笠川河西感知器を設置するっていうようなそういう設計をしているというふうに理解をしまして、
4:24:46	一方で、そのオペフロのところを見たときに、同じような考えで、最低限を目指すわけではなくって、
4:24:55	できるだけその、
4:24:58	火災防護審査基準なり、に近づけるような感知器設計をされようとして、
4:25:06	いるのか、それともそうではないのかっていうところをちょっと
4:25:12	すいませんちょっとおい。
4:25:15	説明がちょっと長くなってしまったんですけども、この4行のところからちょっとどっちなのかなというところの判断がつかなかったんで、ちょっと際、
4:25:23	どちらかすいませんちょっと回答していただいてもよろしいでしょうか。
4:25:35	関西電力吉澤でございます。
4:25:38	このオペフロについては、
4:25:42	断面図、格納容器内の断面図にも記載しておりますように、火災、出荷元企画課に対して煙と熱をつける設計と、
4:25:53	しております、それは熱についても、拾えるようにという考慮で、設置しているものでございます。ですんで、最低限、
4:26:05	ではなくて、それよりも上を目指したいということで設計しております。
4:27:39	すいません。規制庁の
4:27:43	すみません規制庁の岩田ですお待たせしました。
4:27:47	ちょっと今さっき吉澤さん、吉澤さんからちょっと説明されたような、されたそのす。
4:27:55	できるだけ高い水準を目指しますとしているところ。
4:27:59	とはちょっと違うような感じ。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

4:28:03	区域っていうんすかね。感じ感じく、
4:28:07	感知区画ですかねエリアと呼ばれてるところがあると認識していて、
4:28:13	それがすいません、8-1であったり、8-3であったり、9-1、ここについては熱感知器しか設置をしないような設計に
4:28:24	の炎感知器しか設計設置をしないような、
4:28:27	設計になっているので、まずここについては、
4:28:31	先ほどの説明とはちょっと違うんじゃないかなと思っています。まずここについてはいかがでしょうか。
4:28:41	の関西電力吉澤でございます。
4:28:44	もともと無煙火災で、煙と熱とが発生してということで、前回ヒアリングで、
4:28:54	ご指摘いただいたんですけども、無煙火災、空床燃焼ですね、については熱の発生量は極めて少ないということで、感知器バックフィットのパブコメの回答でも、
4:29:09	記載いただいてまして、
4:29:13	小磯河西で、そういった大きな熱が発生するとは、こちらは考えておりませんでして、コンクリートに影響するような、
4:29:26	熱が発生する場合は、当然遊園火災に移行しているものというふうに思っております、それは炎で監視できると。
4:29:36	いうふうに考えています。
4:31:47	はい。すいません。お待たせしました規制庁の今野です。
4:31:51	今説明されたのは、
4:31:55	この
4:31:56	8-18-39-1 っていうところの、
4:32:01	エリアに限った話ではないはずなので、その他のところの設計も同じようにされているのであれば、際、
4:32:15	理解はできるんですけど、この、この 8-18-39-1 っていうところだけに
4:32:24	無煙火災というのが発熱量が少ないっていうところを考慮した設計になっているっていうところが、ちょっとよくわからなかったんですね。ここだけ特別に何かそういう設計をされようと、
4:32:37	している。
4:32:42	二つ目がいらぬ
4:32:45	いや、そうです。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

4:32:47	関西電力吉田でございます。今オペフロ部分の 8-1、非常に高いところについて説明しましたが、ループ室の
4:32:59	中においても、熱感知器を消防法施行規則と同じように、グレーチング面にはなりますけども、つけているというところで、そういった大きな、
4:33:12	熱量が継続して発生するような状況になれば、当然感知できるというふうに思ってます。跡地室内についても同様で考えて、
4:33:42	今理解が追いついてなかった
4:33:44	というのに、
4:33:52	まず、
4:34:19	すいません規制庁の今田です。ちょっとすいません確認なんですけど、
4:34:24	その 8-18-39-1 で発生し、明日、
4:34:31	無煙火災っていうのは、9-2 のところの感知器で漏れなく確実に感知されようとしていてっていうそこそこの説明でしたでしょうかちょっとこれは確認です。
4:34:52	あ、関西電力吉田でございます。
4:34:56	8-18-39-2、9-110-1、ここ、ここで発生する煙については、9-2 で漏れなく、
4:35:07	と考えてまして、
4:35:11	ここで発生する熱量の大きい火災、
4:35:16	遊園火災を念頭に考えてますがそれは、の方の
4:35:22	方で感知できるというふうに考えています。
4:35:31	末段階、
4:38:29	すいません規制庁の今野です。今、先ほど説明された、何か
4:38:35	火災の勲章段階とか発電段階みたいなのでその段階によって、何かこの感知器でか期待しますみたいなところろを、
4:38:45	設計として考えられているのであれば、
4:38:49	ちょっと今のその換地設計のところの記載ではそういったところは読み取れないので、換地設計のところの記載の拡充をお願いします。
4:38:58	併せてですねこのところループ室の下のところではファンありなしのファンの停止充電中で、期待する感知器が書かれていたんですけど、ここについては
4:39:11	提出運転中、新居んついて何も書かれていないので、ちょっとそこら辺もよく
4:39:17	わからないのでその辺も追記をお願いします。当関西電力におかれてはよろしいでしょうか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

4:39:42	関西電力熊倉でございます。オペレーティングフロアの煙感知方式の話だと思っんですけれども、
4:39:50	こちらについても、運転状況、運転中なのか、停止中なのかということ踏まえて整理表で、
4:39:57	見て取れるように整理させていただきたいと思っいます。
4:40:05	はいすいません規制庁の山名です。ファンについては承知しました。さっきの発電段階とか勲章段階とかってところの話も、よろしいでしょうか。
4:40:17	はい。関西電力吉田でございます。今換地設計の記載については煙のように書いておっりまして、炎の部分はバーというふうになってますけども、
4:40:28	この煙の部分に歩道も含めた、その勲章段階、遊園。
4:40:35	火災、その辺の記載も含めて、任してもらおうと思っておっります。
4:41:13	はい。規制庁の今野です。衛藤。承知しました。それではまず関西電力の考えをですね、資料の方にしっかり記載させていただいてそれを踏まえて
4:41:24	それをこちらで
4:41:27	出てきた資料を確認したいと思っいます。
4:41:30	これについて関西電力から何か追加で説明したいこと等あればおっ願いします。
4:41:43	関西電力、佐倉です。
4:41:45	こちらについて、特にございません。
4:42:01	すいません規制庁の岩野です。すいませんちょっとこちらで追加で1個だけ確認させていただきたくてですね、
4:42:08	資料2の、
4:42:12	4月25日に提出された資料2の、
4:42:16	45ページをおっ願いします。いつもの断面図、断面図のAA断面図の、
4:42:22	ページを見ていただければと思っんですけども、
4:42:26	この断面図のですね、8、左側の列の列っていうかCv通路って書いてあるところの、8-2。
4:42:35	ていうところの感知器設計と、あと、
4:42:39	ループ室のRCP側っていうところの1、上の方にある、8-2っていうところのこの絵と感じ区画エリアですかね。
4:42:49	この
4:42:51	二つのエリアっていうのは同じ8-2と、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



4:42:54	いう番号がついているので同じ感知器設計になっていると思ってるんですけど、そのように理解してよろしいでしょうか。それとも違います。この今ポンチ絵で見たときに、ちょっと違いがあるように見えるので、
4:43:08	その点確認させていただいています。
4:43:13	関西電力赤田でございます。
4:43:16	CB通路と書いてあるところの 8-2 というところと、原子炉格納容器ループ室RCP側のところの上に書いてある 8-2 というところなんですけれども、
4:43:28	フクマの環境条件を同じところ感知器の設計としても、同一の設計としてでございます。
4:44:23	すいません規制庁の今野です。
4:44:25	カンザキ設計二相せ変更がないって違いがないってことは、お聞きしました。ちょっと念のため確認なんですけど、この
4:44:35	Cv通路側って書いてあるところNo8-2 って書いてあるところには、
4:44:40	下限となりうるような機器があつてそこに熱感知器と煙感知器が設置されているというそういう何か実際の配置をイメージされてこの
4:44:52	断面図資料を作られていた、いると、そういうふうな理解でよろしいでしょうか。
4:45:05	はい。関西電力吉田でございます。その理解で問題ございません。
4:45:13	規制庁のように承知しました。
4:45:16	少々お待ちください。
4:49:33	すいません規制庁の今野です。お待たせしました、えっとです。
4:49:37	オペフロのところについては以上にしたいと思います。すいません最後にちょっと1個、1点だけ確認したいんですけども、
4:49:44	バルブ室のところの環境条件のところをお願いします。
4:49:49	このマルベースの環境条件のところなり、適切でない説明というところもそうなんですけど、今回うちで、
4:49:57	超過する恐れがあるためっていうところが追加されていて、ここがなぜ追加されたのかというところを説明して、
4:50:04	いただいてもよろしいでしょうか。
4:50:09	関西電力熊倉でございます。当該箇所恐れがあるというのは追加させていただいたんですけども、その意図としましては、
4:50:19	線量ですね作業員の線量というのを、こちらの算定して考えているものですから、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

4:50:28	どうその辺が聞いた記載にするべきなのかそれとも算定した数字で考えているということ表現した方がいいのかというところで、
4:50:40	ちょっと恐れがあるということ今回追加させていただいたんですけども、
4:50:45	その点の認識、こちらの認識、
4:50:48	と共通でしょうか。
4:50:57	はい、規制庁の今野です。
4:51:00	今ちょっとご説明があったんですけども、放射線防護計画の計画段階で、
4:51:07	超過するかどうかというところを書いていただきたいと思っています後者のイメージですね。
4:51:14	それ、そのように、ちょっと記載を修正していただきたいんですけど、よろしいでしょうか。
4:51:28	後、
4:51:30	関西電力クマクラですけども、その点、承知いたしました。
4:51:35	反映させていただきます。
4:51:37	はい。規制庁の今田ですありがとうございます。これで本日こちらから確認したい事項は以上になります。スケジュールの関係に移りたいんですけども、
4:51:50	まずですね、審査会合が今のところへと17日を予定しています。
4:51:57	その上でちょっと関西電力の方でちょっと資料を
4:52:03	あ、はい。ちょっと、いつぐらい出していただけるかっていうところをちょっとお聞きしたいと思います。ちょっとすいません関調査官補足のほう、よろしく願います。
4:52:13	はい。規制庁の関です1日あり、今日時間ありがとうございました。で、
4:52:18	ちょっと今野から申しあげましたけど一応5月17日今審査会合を置いて、
4:52:25	の予定を置いています。
4:52:27	で、そこから考えると、
4:52:33	他方今日までのところで大分ヒアリングとしての議論を重ねて
4:52:39	重なってきていて、ちょっと前回も言いましたけれども理屈のところまでは細かい整理をすれば合うっていうところ、共通認識に、
4:52:50	至るっていうところが出ている状況ということ考えると、
4:52:55	まず、
4:52:59	とあと換地設計は少しまだ

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

4:53:05	きちんとした資料を出した上で議論があるのかっていうのを、
4:53:10	最後確認をして審査会合臨むのかなというふうに思っています。
4:53:14	それで、11日の審査官は、介護を考えると、最後、私たちとしては10日の日に齋藤鹿野日野営業時間内に、
4:53:24	最終的な資料を出していただいてその資料で17臨んでいただく、17の審査会合にお互い臨むということ。
4:53:35	必要があれば資料は直さないんだけども事実確認がちょっと必要であれば1112のところ、
4:53:42	ニーズ確認のヒアリングだけするのかなというふうに考えています。まずちょっとそれが基本的なラインかと思っておりますが、
4:53:52	関西電力の方今言ったところで大体認識が合うかどうかというところをちょっとお願いします。
4:54:04	はい。関西電力原子力事業本部牛島でございます。本日も夜分あれ、ありがとうございます。今関様からおっしゃっていただきました通り、17日の会合睨んでですね、10日の提示までには、資料をお出しすること、その資料が出した上で、
4:54:22	もし何、何らかの事実確認が必要ということでございましたら、11ないしは12日に事実確認がの対応が必要と。
4:54:32	その認識でございますそれで対応すべく頑張ります。
4:54:38	はい、規制庁のセキずわかりました。ちょっと念のためにちょっとSSPでもう1回ちょっと
4:54:46	資料上のそごがあったんで申し上げておくと一応10日の日でもらったもので、もう審査会合、私たちもなかーのあの議論、
4:54:58	について上げていくということになりますんで資料が修正できるのは10日までだと思っただいて、最後、今までのヒアリングで重ねてきたことを踏まえてですね、
4:55:09	10日に提出をし、
4:55:13	ごめんなさい、今までの議論を踏まえて考えるところはよく考えていただいた上で、最後、結論としては、事業者の主張の結論としてはどうかの日に出示していただいて、
4:55:24	その資料で17臨むというところで、よろしく申し上げますちょっと念のため一応くどく申し上げましたけども、私申し上げたことは以上でございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

4:55:40	はい。関西電力芝でございます。今重ねておっしゃられた点、10日の提示までに出す資料が、それがもうコガ会合に臨む資料であると、そういった点で、改めておっしゃっていただいたという理解でございます。
4:55:56	前広に、資料を固めて、頑張れるように工夫いたします。
4:56:02	以上でございます。
4:56:04	はい規制庁のセキさんありがとう。わかりましたありがとうございます。予定についてはこれで以上でよろしいでしょうか。
4:56:15	はい。関西ウシジマでございます。はい。承知いたしました
4:56:20	ありがとうございます。
4:56:21	はい。規制庁の今野今野です。それでは本日のヒアリングはこれで終わりたいと思います。ありがとうございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。